

令和5年度

保育利用案内

<認可保育園（保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育部分））など>

令和4年10月発行

保育利用申請をされる前に必ずお読みください。

利用申請の手続きのほか、入園後の手続きについても、重要事項を記載しています。
入園後もお活用ください。

もくじ

- 第1章 認可保育園と「保育の必要性」の認定・・・・・・・・ 1～3 ページ
- 第2章 認可保育園の利用時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 ページ
- 第3章 認可保育園の申請方法とスケジュール・・・・・・・・ 6～13 ページ
- 第4章 認可保育園一覧（令和5年4月1日現在）・・・・ 14～19 ページ
- 第5章 認可保育園の利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～25 ページ
- 第6章 入園後の手続きと保育料・・・・・・・・・・・・ 26～31 ページ
- 第7章 認可外保育施設とその他の制度・・・・・・・・・・・・ 32～36 ページ

北区教育委員会事務局子ども未来部保育課入園相談係（第一庁舎2階1番窓口）

〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号

TEL 03-3908-9129 FAX 03-3908-9283

（開庁日の午前8時30分～午後5時）

北区ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>

保育園に関する手続きはオンラインサービスをご利用ください

多忙な子育て世帯の保育園に関する手続きの負担を減らすため、各種オンラインサービスを実施しています。

例年10月～12月中旬までは窓口が大変混雑するため、非接触・非対面のオンラインサービスをぜひご利用ください。また、入園時期が令和5年5月以降の相談は、この期間を避けていただきますようご協力をお願いします。

スマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」

北区の子育てアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」に保育園機能が追加されました。保育園選びや手続きをサポートする機能が盛りだくさんです。ぜひご利用ください。

右のQRコードからアプリをダウンロードください。

保育園機能のほか、子育てにっこりパスポート、予防接種スケジュール、休日医療機関検索など、子育てに便利な機能が満載です。

【主な機能】

○施設検索

北区の保育園・幼稚園・認可外保育施設を検索し、施設の基本情報や写真などを確認することができます。

○施設MAP

Googleマップと連携して自宅から保育園までの経路等を検索できます。

○必要な書類を調べる

世帯状況を入力すると、状況に応じた必要書類が表示されます。必要書類はPDF形式・Excel形式でダウンロードでき、お子さんごとに保存することで次回以降の世帯状況の入力を省略することができます。

○電子申請

認可保育園の利用申請や希望園変更等をパソコン・スマートフォンからオンラインで手続きすることができます。詳しくは11ページ「保育園に関する手続きの電子申請」をご覧ください。

○利用調整結果の確認

アプリ上でお子さんの利用調整結果を確認することができます。

詳しくは11ページ「利用調整結果照会サービス」をご覧ください。

App store



Google Play



動画でわかる! 北区の保育園 ～はじめての入園準備～ (令和4年11月公開予定)

「保育園のことを知りたい」「何から始めてよいかわからない」等、はじめての入園準備にあたって、北区の保育園制度や申請方法などを解説したアニメーション動画です。

動画は令和4年11月公開予定です。動画は、相談の際に職員が案内する内容をまとめており、ご視聴いただくことで窓口相談と同じ情報を集めることが可能です。北区の保育園選びや手続きを把握いただく第一歩としてご視聴ください。

北区公式ホームページから「保育園 動画」で検索いただき、YouTube 東京都北区公式チャンネルからご視聴ください。右記のQRコードからもアクセス可能です。



【動画の内容】

- 第1章 北区の保育園 保育園の探し方 「保育の必要性」の認定
- 第2章 申請方法
- 第3章 利用調整

第1章 認可保育園と「保育の必要性」の認定

認可保育園の種類とクラス

保育園とは、保護者の就労や病気などで、お子さんの保育を必要とするときに、保護者に代わって保育するための**児童福祉施設**です。認可保育園は、施設の広さや保育士等の職員数、給食設備・防災管理等の国の設置基準を満たして設置している施設です。認可保育園の利用には、保育課入園相談係へ利用（認定）申請が必要です。

認可保育園には、**保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）・認定こども園（保育部分）**があります。各施設の特徴や保育の運営方針等の違いは、下表のとおりです。

認可保育園の種類		施設運営の類型	設置	運営
保育所	保育の必要性が認定されたお子さんを保護者の代わりに保育し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように子育てを支援する施設です。	公設公営	区	区
		公設民営(指定管理)	区	民間
		私立	民間	民間
地域型保育事業	保育所と目的は同じで、主に0～2歳児クラスのお子さんを受け入れます。少人数できめ細やかな保育を実施し、以下の4つに区分されます。	私立	民間	民間
小規模保育事業所	19名以下（1クラス3～7名）の少人数のお子さんを保育する保育施設です。			
事業所内保育事業所	会社の事業所内にある保育施設で、地域枠として従業員のお子さんと一緒に保育します。			
家庭的保育事業所	保育者の居宅等で家庭的な雰囲気のもと、3～5名を保育する施設です。			
居宅訪問型保育事業	個別の医療的ケアが必要なため集団で保育が難しい場合に、お子さんの自宅に保育者を派遣して1対1の保育を実施します。保育事業運営者への事前相談が必要です。詳細は17ページをご覧ください。			
認定こども園 (保育部分)	幼稚園と保育園を組み合わせた教育と保育を一緒に行う施設です。 幼稚園枠のお子さんと保育園枠のお子さんが同じクラスで過ごします。	公設公営	区	区
		私立	民間	民間

	公設公営	公設民営(指定管理)	私立
保育運営	区立保育園の基本理念に基づき、各園で特色ある保育を運営	区立保育園の運営を基本に、指定管理者に選定された法人等が特色ある保育を運営	民間法人の基本理念に基づき、特色ある保育を運営
保育士	北区の職員	法人が採用した職員	
保育料	すべて同じ金額（世帯の住民税により決定）※3～5歳クラスは無償化により0円		
月ぎめ延長保育料	世帯の住民税により決定		施設により異なる
スポット保育料	時間内スポット：300円/回 時間外スポット：400円/回		施設により異なる
諸経費	不要		保育料とは別にかかる場合あり
給食献立	全園共通	園または法人ごとに異なる	
給食費	一部施設を除き、すべてのクラスで無償（子育て支援として、北区が公費で負担）		

※月ぎめ延長保育料・スポット保育料は、無償化の対象外のため、利用実績等に応じた延長保育料のお支払いが必要です。

認可保育園では、4月1日時点の年齢で、その年度のクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。また、0歳クラスに関しては、保育施設により入園可能な月齢が異なります。

北区内の認可保育園の定員や入園可能月齢、施設の所在地等の詳細は14～19ページ「第4章 認可保育園一覧（令和5年4月1日現在）」をご確認ください。

	令和4年度		令和5年度	
5歳クラス	平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日		平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日	
4歳クラス	平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日		平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日	
3歳クラス	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日		平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日	
2歳クラス	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日		令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	
1歳クラス	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日		令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	
0歳クラス (入園可能な月齢)	令和3(2021)年4月2日 生まれ以降			
	産休明け	3カ月以上	6カ月以上	8カ月以上
令和4年11月1日	令和4年9月5日生まれ以前	令和4年8月1日生まれ以前	令和4年5月1日生まれ以前	令和4年3月1日生まれ以前
令和4年12月1日	令和4年10月5日生まれ以前	令和4年9月1日生まれ以前	令和4年6月1日生まれ以前	令和4年4月1日生まれ以前
令和5年1月1日	令和4年11月5日生まれ以前	令和4年10月1日生まれ以前	令和4年7月1日生まれ以前	令和4年5月1日生まれ以前
令和5年2月1日	令和4年12月6日生まれ以前	令和4年11月1日生まれ以前	令和4年8月1日生まれ以前	令和4年6月1日生まれ以前
令和5年3月1日	3月入園は利用調整を行っていません			
令和5年4月1日	令和5年2月3日生まれ以前	令和5年1月1日生まれ以前	令和4年10月1日生まれ以前	令和4年8月1日生まれ以前
令和5年5月1日	令和5年3月5日生まれ以前	令和5年2月1日生まれ以前	令和4年11月1日生まれ以前	令和4年9月1日生まれ以前

(例) 令和4年9月5日までに生まれたお子さんの場合、令和4年11月入所で産休明けの保育園の利用申請をすることができます。

認可保育園が利用できる方

認可保育園は、保護者の就労、妊娠・出産、病気や障害など、お子さんを自宅で保育できない事情（保育の必要性）がある方のみ利用申請できます。 集団生活をさせたいなどの理由では、認可保育園の利用申請はできません。

保育園や幼稚園では、お子さんをお預かりするために多くの経費がかかっており、この経費の一部を区の公費で負担しています。このため、北区では、公費の二重給付（一人のお子さんに対して保育園と幼稚園の二つの経費を負担すること）を避けるため、認可保育園と幼稚園の両方に在籍することを認めていません。

既に幼稚園に在籍されているお子さんで、幼稚園の長期休業期間中等を理由に保育を希望される場合は、34 ページ「その他の制度」の一時預かり保育等をご利用ください。

「保育の必要性」の認定と認定申請

「保育の必要性」の認定には、お子さんの年齢と利用を希望する施設等に応じて、下表の3つの区分があります。1号認定は教育施設の利用者が対象です。1号認定の申請については、対象の施設へ直接お問い合わせください。認可保育園を利用するためには、保育課入園相談係へ認定申請し、2号または3号認定を受ける必要があります。

認定区分	利用先施設	要件
1号認定	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	「満3歳以上」で、「教育」を希望する子ども
2号認定	保育所・認定こども園（保育部分）	「満3歳以上」で、「保育」を希望する子ども
3号認定	保育所・ <u>地域型保育事業</u> <u>（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）</u> <u>・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）</u>	「満3歳未満」で、「保育」を希望する子ども

保育課入園相談係へ認定申請する場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」と必要書類（8 ページ「2.保育を必要とすることを証明する書類」参照）をご提出ください。

「保育の必要性」は月単位で認定します。 認可保育園の利用申請の場合は、入園希望月の申請締切日（7 ページ参照）までに他の必要書類と一緒にご提出ください。認可保育園の利用申請以外の理由で認定申請をする場合は、認定希望月の前月末までにご申請ください。

認定申請に必要な書類をご提出いただいてから原則1カ月以内に認定審査を行い、認定を受けた方に「支給認定証」を交付します。2号認定は小学校就学前、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが「支給認定証」の有効期間です。ただし、保育を必要とする理由がなくなり、認定の事由に該当しなくなった場合は、その認定の事由に該当しなくなった時点までが「支給認定証」の有効期間となります。

3号認定から2号認定への切替えの際は、改めて申請が必要です。ただし、認可保育園に在籍のお子さんについては、北区から改めて2号認定の支給認定証を交付しますので、申請は不要です。

認可保育園の利用申請では「保育の必要性」を認定後、利用調整を行い、内定する保育園を決定します。「保育の必要性」に関する認定審査と認可保育園の入所に関する利用調整は、それぞれの基準に基づき行いますので、認定証が発行されても、必ずしもご希望の保育園が利用できるわけではありません。 認可保育園の利用調整については20～25 ページ「第5章 認可保育園の利用調整」をご覧ください。

就労時間の変更や退職による求職活動を行う場合等、申請後に保育を必要とする理由や保育必要量に変更が生じた場合、再度認定申請が必要です。ただし、認定事由と保育必要量をさかのぼって変更することはできませんので、変更を希望する月の前月末までに認定申請が必要です。

34 ページ「その他の制度」の一部事業について「幼児教育・保育の無償化」を受ける場合は、必ず利用前に各申込み先へ必要書類を提出し、各申込み先から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。詳しくは、ご利用を希望する制度の担当へお問い合わせください。

保育必要量と保育を必要とする理由

お子さんの「保育の必要性」の認定のために、保護者全員に保育を必要とする理由が必要となります。保護者全員の保育を必要とする理由やその状況に応じて、下表のとおり、保育必要量（保育施設を利用できる時間の上限）や認定の有効期間が異なります。

保育必要量の区分には保育施設の利用時間が最大8時間の「保育短時間」と利用時間が最大11時間の「保育標準時間」があります。ただし、下表の保育を必要とする理由が「保育標準時間」を申請できる場合でも、保護者のいずれかが「保育短時間」の利用時間で保育園の送迎が間に合う場合には、「保育短時間」での認定となります。

保育を必要とする理由		保育必要量	認定の有効期間
就労	月48時間以上の就労している場合	保育標準時間 または 保育短時間	就労している期間 (最長小学校就学前まで)
求職活動	保護者が就労未定で求職活動している場合	保育短時間	入所希望月から3カ月間
妊娠・出産	保護者が出産する場合	保育標準時間 または 保育短時間	申請時点での出産予定月とその前後2カ月 を含む最大5カ月間
疾病・障害	保護者が疾病や負傷、または心身に障害があるためにお子さんの保育が困難である場合	保育標準時間 または 保育短時間	期間の定めがある場合はその翌月末まで (事由が生じている期間)
看護・介護	保護者が病気や障害のある同居親族等を常時介護・看護している場合	保育標準時間 または 保育短時間	付添・送迎・看護・介護を要しなくなる月の翌月末まで(事由が生じている期間)
災害	保護者が被災等による家屋の損壊、災害の復旧で家庭保育が困難である場合	保育標準時間 または 保育短時間	災害の復旧が終了する月の末日まで
就学 職業訓練	保護者が学校や職業訓練校に通学する場合	保育標準時間 または 保育短時間	就学・職業訓練の終了予定月の末日まで
育児休業 (在園児特例)	認可保育園の在園期間中に、新たに生まれたお子さんの育児休業を取得する場合 ※すでに認可保育園に在籍しているお子さんに限ります。	保育短時間	育児休業対象のお子さんが満2歳に達する年度末の翌月末まで
その他	虐待やDV等、明らかに家庭での保育が困難であると認められる場合	保育標準時間 または 保育短時間	事由が生じている期間

「求職活動中」および「育児休業（在園児特例）」は「保育短時間」での認定となります。「育児休業」の認定については27ページ「在園児特例」をご覧ください。

採用予定や育児休業からの復帰予定等、将来または保育の利用を開始する時点で保育を必要とする理由が生じる場合でも、認定申請および認可保育園の利用申請をすることができます。ただし、就労開始や職場復帰等、保育を必要とする理由が生じた後に、「保育の必要性」の確認のため、必要書類を改めて提出する必要があります。

認可保育園の利用申請の提出期限までに保育を必要とする理由を証明する書類の提出がない場合、書類の提出が確認できるまで「求職活動」として暫定的に認定します。なお、認定申請後、ご提出いただいた証明書の記載事項の確認等、必要に応じて、職員がご自宅や職場に訪問・電話をすることがあります。

第2章 認可保育園の利用時間

利用時間と保育時間

登園からお迎えまでの利用時間は、午前 8 時 30 分からおおむね 8 時間が基本です。実際の利用時間（登園からお迎えまでの時間）は、就労時間や通勤時間を考慮して認定した「保育必要量」の範囲内で、実際の就労状況などを確認のうえで内定後に決定します。ただし、お子さんの育成上の配慮の観点から、**8 カ月未満のお子さんの利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの範囲内です。**

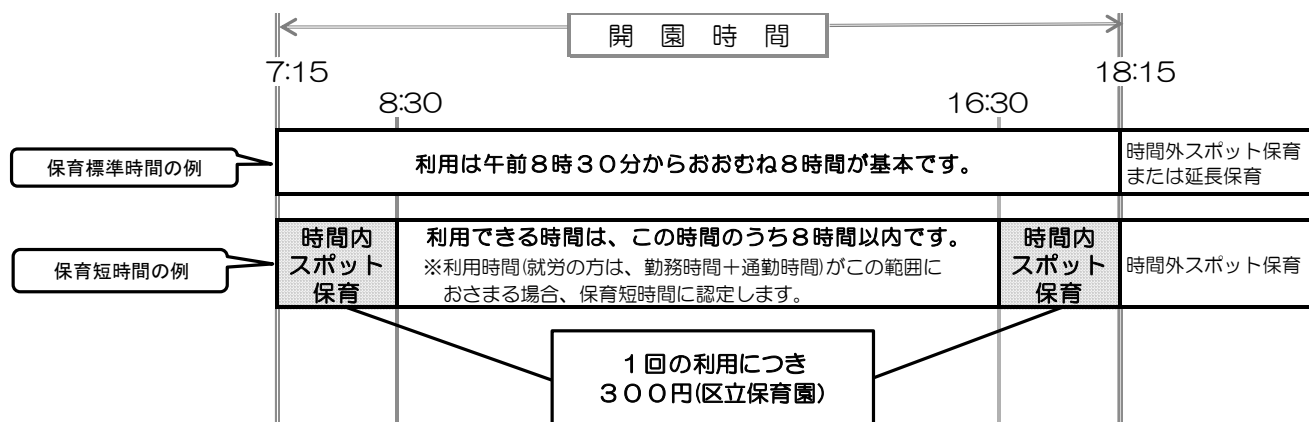
保育時間とは「保育必要量の区分」で決まる利用の最大時間で、下表の二つの区分があります。認定を受けた保育必要量の最大時間を超えてお子さんをお預かりする場合は、通常の保育料とは別に、一回の利用につき、時間内スポット保育料または時間外スポット保育料が発生します。

認可保育園の開園時間は一部保育施設を除き、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分の 11 時間です。区立園（公設公営）以外では、開園時間や 0 歳児保育の利用時間など、園により異なる場合があります。各園に直接お問い合わせください。なお、通園するお子さんの交通安全や近隣住民への配慮のため、自動車での送迎はご遠慮ください。

保育必要量	保育時間（利用できる時間の上限）
保育標準時間	1 日最大 11 時間（開園時間の内、おおむね 8 時間が基本） 通常、開園時間内の利用ですが、延長保育実施園では、開園時間以降も利用する場合は追加で料金が発生します。
保育短時間	1 日最大 8 時間（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間） 8 時間を超えて利用する場合、追加で料金が発生します。

※ 家庭的保育事業所の保育時間は午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分の最大 8 時間です。

※ 「神谷」「浮間さくら」「志茂つくし」「サンライズキッズ保育園北区園」「ちいはぐ・十条」「キッズパオ王子あおぞら園」「正光寺保育園 板橋駅前園」「ヤクルト赤羽」「ヤクルト西ヶ原」および「赤羽こども園」の保育時間については午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分の最大 11 時間です。



慣れ保育について

入園当初から慣れない環境で一日過ごすことは、お子さんにとって大変な負担になります。お子さんの負担軽減のため、お子さんが保育園での生活に慣れるまでは実際のお預かり時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。慣れ保育の期間は、お子さんにより個人差があります。転園の場合も同様に慣れ保育を行います。

時間内スポット利用 ～「保育短時間」の方～

「保育短時間」の認定を受けた方で、開園時間の午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分）までの時間で、8 時間を超えて、保育園を利用する場合は、事前のお申込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって追加で利用料金が発生します。区立保育園は 1 回 300 円で、私立保育園は園によって異なります。なお、延長保育実施園の場合、閉園時刻である午後 6 時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午後 6 時 30 分）以降の利用については、時間外スポット保育料が発生します。

時間外スポット利用

閉園時刻である午後 6 時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午後 6 時 30 分）までにお迎えに来られない場合、1 時間単位で利用できます。**満 1 歳以上のお子さんが対象です。**

＜区立保育園＞

実施保育園・実施時間・定員

延長保育実施園で実施しています。実施時間・定員は月ぎめ延長保育と同じです。
各施設の延長保育の有無と利用時間は 14～17 ページをご確認ください。

申込方法 各園に直接お申込みください。

料 金 1 時間あたり 400 円です。

- その他**
- ・定員があるため、事前にご連絡をお願いします。
 - ・北区外にお住まいの方も利用できます。
 - ・事前のお申込みの有無や理由に関わらず、実際の利用時間によって利用料金が発生します。

＜私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）＞

園により異なりますので、各園に直接お問い合わせください。

月ぎめ延長保育の申請

保護者の就労・通勤時間等の都合で週 3 日または月 12 日以上、閉園時刻である午後 6 時 15 分（保育時間が異なる一部保育施設は午後 6 時 30 分）までにお迎えに来ることができない世帯の、**満 1 歳以上のお子さんが対象です。**お子さんが満 1 歳に達した月の翌月分から申請が可能です。

実施保育園・実施時間・定員

延長保育実施園で実施しています。各施設の延長保育の有無と利用時間は 14～17 ページをご確認ください。
キッズタウンうきま夜間の延長保育は特殊な形態です。夜間保育については 24 ページをご確認ください。

申込方法

＜区立保育園＞

各月申請の締切日（7 ページ参照）までに、延長保育利用申請書と就労証明書等（週に 3 日、または月に 12 日以上お迎えに間に合わないことがわかる書類等）を保育園または保育課入園相談係に提出してください。利用対象となるか、審査をします。入園（転園）月の翌月分（4 月入園の場合は当月分）から申請できます。

＜私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）＞

就労証明書等（週に 3 日、または月に 12 日以上お迎えに間に合わない日があることがわかる書類等）を保育園に提出してください。利用対象となるか、各園で審査をします。詳細は各園にお問い合わせください。

料金（延長保育料）

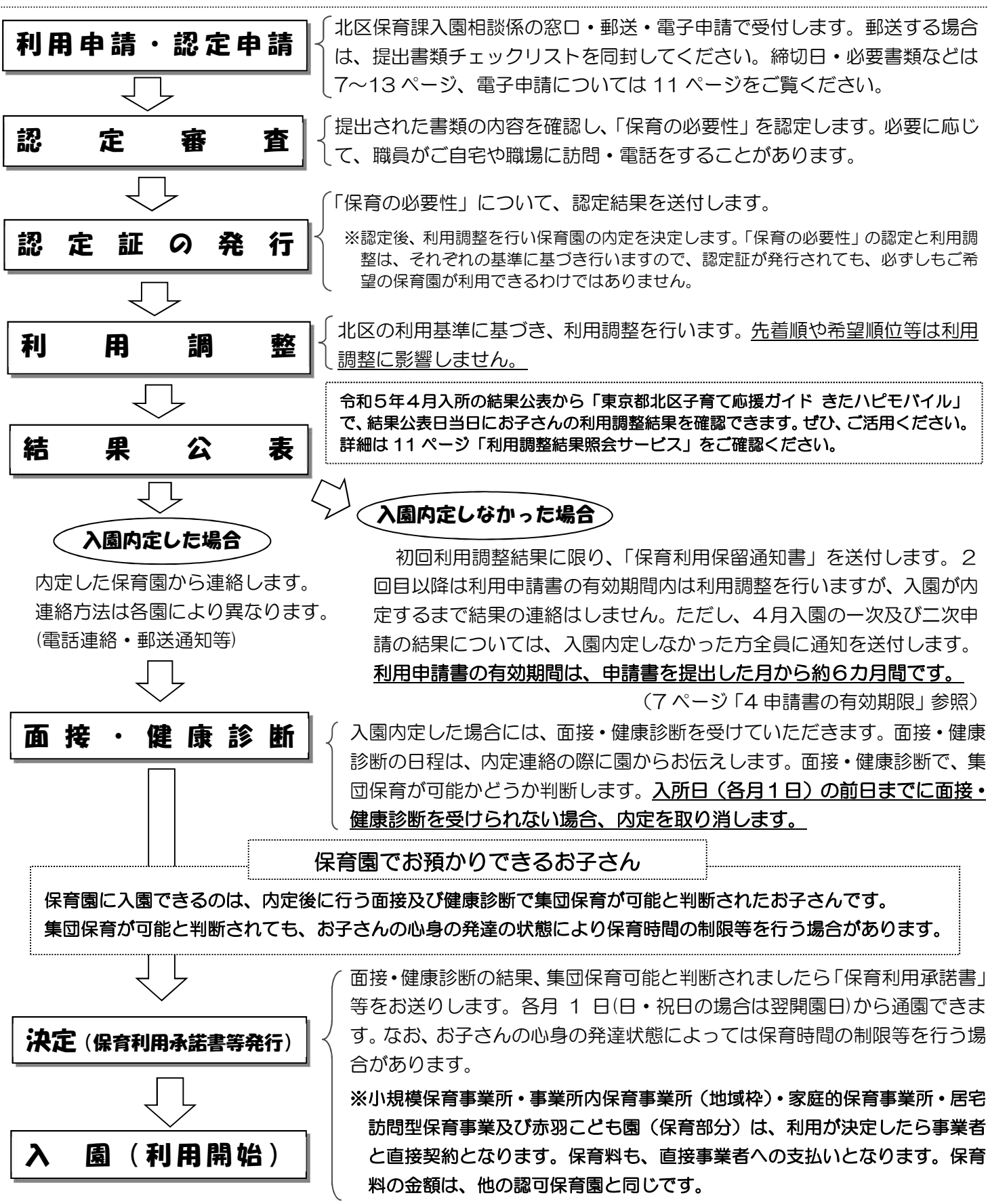
30 ページの基準額表をご覧ください。私立保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）は園により異なる場合があります。各園に直接お問い合わせください。

その他

- ・「保育短時間」の認定を受けている方は、月ぎめ延長保育は利用できません。
- ・定員があるため、空きが無ければ利用できません。
- ・転園の場合も、転園先で新たに延長保育の申込みが必要です。すでに延長保育を利用されている方でも、転園先の定員の空き状況によって、延長保育を利用できなくなる場合があります。
- ・北区外にお住まいの方は、区立保育園で月ぎめ延長保育の利用はできません。
- ・区立保育園について、月ぎめ延長保育利用の必要がなくなった場合は、解除をしたい月の前月末日までに「変更届」をご提出ください。

第3章 認可保育園の申請方法とスケジュール

申請から入園までの流れ



医療的ケアを必要とするお子さんの申込みについては、13ページ「医療的ケアを必要とするお子さんの申込み」、または17ページ「地域型保育事業(居宅訪問型保育事業)」をご確認ください。

申請の手続きとスケジュール

1 受付窓口

認可保育園の利用申請は、北区保育課入園相談係の窓口・郵送および電子申請で受付します。

受付窓口	保育課入園相談係（北区王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 2 階 1 番）
受付時間	月～金曜（祝日・年末年始を除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時

保育園は平日の日中に見学することができます。上表受付時間内に直接各園へお問い合わせください。

2 締切日と結果公表日

下表のとおりです。例月の入園希望の場合、前月 10 日（土日祝の場合は翌開庁日）が申請締切日です。希望園を変更する場合も同様です。ただし、1月～4月入園は例月と日程が異なりますのでご注意ください。

受付は各締切日の午後 5 時までに行っています。また、3月入園は行っていませんのでご注意ください。

入園希望年月日	申請の締切日 「希望園変更届」締切日	追加書類の締切日	結果発表日(予定)	月ごめ延長保育 申請の締切日
令和4年11月1日	令和4年10月11日	令和4年10月12日	令和4年10月19日	令和4年10月11日
令和4年12月1日	令和4年11月10日	令和4年11月11日	令和4年11月18日	令和4年11月10日
令和5年1月1日	令和4年11月25日	令和4年11月28日	令和4年12月5日	令和4年12月12日
令和5年2月1日	令和4年12月12日	令和4年12月13日	令和5年1月10日	令和5年1月10日
令和5年3月1日	※ 3月入園は行っていません。			令和5年2月10日
令和5年4月1日(1次)	令和4年12月12日	令和4年12月16日	令和5年2月15日	令和5年3月23日
令和5年4月1日(2次)	令和5年2月22日	令和5年2月22日	令和5年3月10日	
令和5年5月1日	令和5年4月10日	令和5年4月11日	令和5年4月18日	令和5年4月10日
令和5年6月1日	令和5年5月10日	令和5年5月11日	令和5年5月18日	令和5年5月10日
令和5年7月1日	令和5年6月12日	令和5年6月13日	令和5年6月20日	令和5年6月12日
令和5年8月1日	令和5年7月10日	令和5年7月11日	令和5年7月19日	令和5年7月10日
令和5年9月1日	令和5年8月10日	令和5年8月14日	令和5年8月21日	令和5年8月10日
令和5年10月1日	令和5年9月11日	令和5年9月12日	令和5年9月20日	令和5年9月11日
令和5年11月1日	令和5年10月10日	令和5年10月11日	令和5年10月18日	令和5年10月10日
令和5年12月1日	令和5年11月10日	令和5年11月13日	令和5年11月20日	令和5年11月10日
令和6年1月1日	令和5年11月27日	令和5年11月28日	令和5年12月5日	令和5年12月11日
令和6年2月1日	令和5年12月11日	令和5年12月12日	令和6年1月10日	令和6年1月10日
令和6年3月1日	※ 3月入園は行っていません。			令和6年2月13日
令和6年4月1日以降	※ 決定し次第、改めてお知らせいたします。			

3 入園可能数の公表

【1月～4月分の入園可能数公表日（予定）】

1月分 令和4年11月20日（日）

2月分 令和4年12月 6日（火）

4月分（一次） 令和4年10月20日（木）

※希望園別申請者数を令和4年12月6日（火）に公表予定です。

4月分（二次） 令和5年2月16日（木）

※令和5年2月17日（金）にも更新予定です。

【上記以外の月】翌月1日の入園可能数を毎月6日頃に公表しています。

下記 QR コードから
公表ページを確認いただけます。



4 申請書の有効期限

申請書を保育課で受付した月に応じて、下表のとおり有効期限を設けます。有効期限までの各月入所について、利用調整を行います。利用調整方法については 20～25 ページ「第 5 章 認可保育園の利用調整」を参照ください。

なお、「希望園変更届」や追加書類の提出で有効期限が延びるものではありません。

申請受付月	有効期限	申請受付月	有効期限	申請受付月	有効期限
令和4年10月	令和5年5月入園	令和5年2月	令和5年9月入園	令和5年6月	令和6年1月入園
令和4年11月	令和5年6月入園	令和5年3月	令和5年10月入園	令和5年7月	令和6年2月入園
令和4年12月	令和5年7月入園	令和5年4月	令和5年11月入園	令和5年8月	令和6年4月入園
令和5年1月	令和5年8月入園	令和5年5月	令和5年12月入園	令和5年9月	

（例）令和5年4月入園の利用申請を締切日前である令和4年11月に受付した場合、令和5年4月入園から令和5年6月入園までの間を利用申請の有効期間とし、その間、利用調整が行われることを示しています。

利用申請・認定申請に必要な書類

申請に必要な用紙は、北区保育課入園相談係の窓口および区内の認可保育園で配布しています。

また、北区ホームページの「入園に関する書類のダウンロード」または右記QRコードから Excel 形式・PDF 形式でもダウンロードができます。手書きでの作成がご負担の方は、ダウンロードしたファイルから必要書類をご準備いただき、電子申請（11 ページ参照）等をご活用ください。



提出書類の返却、写しをお渡しすることはできません。控えが必要な方は事前にご自身でコピーしてください。

世帯の状況によって、ご用意いただく書類や申請方法が異なる場合があります。詳細は 12～13 ページ「申請に関する注意事項」をご覧ください。

1.申請書一式：「保育所等利用申請書」、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」、「家庭状況調査書」、「児童の状況」、「同意書兼重要事項確認書」

入園を希望する保育園の数に制限はありません。申請書に書ききれない場合は、別紙をご用意いただきご記入ください。希望園の順位は利用調整には影響しませんので、利用したい順番に希望園をご記入ください。

利用申請の有効期限までに入園可能な月齢を迎える、または年度が切り替わる等を理由に希望の保育園の数や順位を変えたい場合は「希望園変更届」（10 ページ参照）を、変更したい入園月の申請の締切日必着でご提出ください。

2.保育を必要とすることを証明する書類

住民票上同居している保護者（父と母）の分と、同居の親族（60歳未満の祖父母）の分が必要です。ひとり親の方の場合でも、父母が同一の住所のときは父母の証明が必要です。

各証明書は、証明年月日から3カ月以内のものをご提出ください。

選考指数を決定する上でも必要となる書類です。不備等あった場合は利用調整において不利になることがありますので、提出書類は記載内容等を必ずご自身でご確認の上、ご提出ください。利用申請時に下表の必要書類の提出がない場合、暫定的に「求職活動」を理由として認定証を発行します。

「求職活動」（就労未定）の場合も申請は可能ですが、保育の実施期間は3カ月です。入園月の3カ月後を入園希望月とする申請締切日までに就労先を決定し、「就労証明書」をご提出ください。

保育を必要とする理由	保育を必要とすることを証明する書類（以下の①、②は両方ご提出ください）
就労	会社勤めの方 在宅勤務（内職）の方 ○「就労証明書」 ※就労時間の最低基準は、月 48 時間です。 ※複数箇所勤務している場合は、それぞれの「就労証明書」が必要です。 ※変則勤務の場合は、タイムカード等を添付してください。 ※在宅勤務（内職者）の場合は「家内労働手帳」を添付してください。 ※在宅勤務には単純に自宅で労働している方やテレワークの方は含まれません。
	自営主の方 （代表者・代表取締役等を含む） ①「就労証明書」 ② 自営業をしていることが客観的にわかる資料 青色申告決算書の写し、白色申告収支内訳書の写し、法人税申告書の写し、会社登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬がわかるもの（報酬が振り込まれたことのわかる通帳とそれに対応する請求書など）、請負契約書、業務委託契約書、営業上必要な材料などの仕入れ伝票 など ※確定申告書 A・B 様式、開業届は自営業をしていることが客観的にわかる資料とみなしません。 ※上記のいずれかを提出した方でも、追加で他の証明を依頼する場合があります。 ※就労時間の最低基準は、月 48 時間です。
	仕事が決まっている方 （就労が内定している） ○「就労証明書」 ※就労開始日が、証明日より後の日付のものは採用予定とみなします。
妊娠・出産	○母子健康手帳の表紙と出産予定日のページの写し
疾病・障害	○保育の必要性が明記されている診断書または障害者手帳の写し（20 ページ参照）
看護・介護	①「看護・介護状況申告書」 ② 保育の利用基準表（20 ページ参照）の状況が明記されている診断書等
就学・職業訓練	① 在学（在籍）証明書 ② カリキュラムなど毎日の就学時間のわかるもの（個人名、校名が特定できるもの）

「就労証明書」の押印の廃止

就労先事業者が作成したことを担保するために設けていた押印欄を廃止し、就労証明書への就労先事業者の押印を不要とします。押印の廃止以降も就労証明書は、必ず就労先事業者で作成してください。保護者が就労証明書の無断作成・内容の改変を行った場合は、以下のとおり罪に問われる場合があります。

ご注意ください ～就労証明書の偽造又は変造について～

就労証明書を偽造又は変造（無断作成や内容を改変すること）した場合は、就労証明書の押印の有無に関わらず、有印私文書偽造罪（刑法第159条第1項）、有印私文書変造罪（刑法第159条第2項）、私電磁的記録不正作出罪（刑法第161条の2第1項）が成立し得ることが内閣府より示されています。

偽造又は変造した就労証明書により、不正に子どものための教育・保育給付認定を受け、保育施設に入所した場合は、認定を取り消したうえで退園とし、子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収する（返還を求める）ことがありますので、就労証明書の偽造、変造は絶対に行わないでください。

なお、**就労証明書の証明内容については、就労先へ確認する場合があります。**この確認により就労証明書の偽造、変造が発覚し、就労先において懲戒処分等を受ける場合があっても北区では一切責任を負いません。

3.保育料を決めるための書類

住民税の賦課基準日である1月1日に北区外に住んでいた場合、入園希望月によって、父母それぞれ以下の書類の提出が必要です。下表を参考に、**証明年月日から3カ月以内のもの**をご提出ください。父母共に住民税が非課税の場合は、同居の親族（申請するお子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟等）の分も必要です。ひとり親の方の場合でも、父母が同一の住所のときは父母の証明が必要です。

幼児教育・保育の無償化により保育料が無償となる世帯についても、利用調整時、同一保育指数の場合の優先順位の確認のために提出が必要です。提出がない場合または住民税未申告の場合、優先項目12で最も不利になります（21,25 ページ参照）。保育料の決定方法は、28～30 ページをご覧ください。

	入園希望月	
	令和5年8月入園まで（基準日：令和4年1月1日）	令和5年9月入園以降（基準日：令和5年1月1日）
基準日に 北区に住んでいた方	提出不要（未申告の場合を除く）	提出不要（未申告の場合を除く）
基準日に 北区外に住んでいた方	令和4年度（令和3年1月1日～令和3年12月31日の収入）「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※扶養人数や税額控除の記載があるものを提出ください。	令和5年度（令和4年1月1日～令和4年12月31日の収入）「住民税課税（非課税）証明書」のコピー ※扶養人数や税額控除の記載があるものを提出ください。
基準日に 国外に住んでいた方	「年間収入申告書」（北区様式） ※令和3年1月1日～令和3年12月31日の収入を令和3年1月1日の日本円レートで円に換算ください。	「年間収入申告書」（北区様式） ※令和4年1月1日～令和4年12月31日の収入を令和4年1月1日の日本円レートで円に換算ください。

4.その他必要な書類

以下に該当する場合は、必要書類をご提出ください。

各証明書をご提出する場合は、**証明年月日から3カ月以内のもの**をご用意ください。

	必要書類
同居者の中に外国籍の方がいる	○在留カードの写し（同居者全員分の表面と裏面の写し） ※在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に申請することはできません。 ※お子さんが申請時点で日本にきておらず、在留カードがない場合、生年月日が確認できるもの（パスポートや出生証明書のコピー等）をご提出ください。
ひとり親である	○ひとり親であることを示す書類 戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載のあるもの）、児童扶養手当証書の写し、離婚調停中である証明（家庭裁判所における事件係属証明書等）など
申請するお子さんを 月48時間以上有償で預けている	○「受託証明書」（北区様式） ※保護者が育児休業中・求職中である場合を除き、お子さんを有償で認可外保育施設に受託中の場合、同一保育指数の場合の利用調整で有利になる場合があります。「就労証明書」（北区様式）で育児休業の終了が確認できない場合、「育児休業期間終了証明書」（北区様式）をご提出ください。
同一世帯内に、身体障害者手帳・精神障害者 保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）を所持 している方、障害基礎年金受給者、特別児童 扶養手当の支給対象児がいる方	○所持している身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の写し、 または手当等を受給していることが分かるものの写し
生活保護を受給中である	○生活保護受給証明書
北区内の保育施設に保育士・保育教諭として 勤務または勤務を予定している	○保育士証の写し

5.マイナンバーを確認するための書類

申請書に記載された、世帯全員分のマイナンバーが正しいものかを確認する「番号確認」、そして、マイナンバーが申請者本人のものであるかを確認する「本人確認」が必要なため、下表の書類をご提出ください。

申請者の必要書類	
番号確認	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し 以下のうち、(A) または (B) のいずれかの書類をご準備ください
本人確認	(A) 以下のうち1点(写真付きのもの) マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など
	(B) 以下のうち2点 住民票の写し、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書、児童扶養手当証書など

※父母以外の方が申請する場合、父または母の番号確認書類の他に、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

6.利用・認定申請後および結果公表後の提出書類

利用申請・認定申請後、申請内容に変更等が生じた場合は、各月入所の追加書類の締切日までに以下の必要書類をご提出ください。以下の例以外にも、変更が生じた場合は、必要書類等を保育課入園相談係にお問い合わせください。保育指数が変わる等、利用調整に影響が出る場合があります。

各証明書は、証明年月日から3カ月以内のものをご提出ください。

	提出書類
希望園や順位の変更をしたい場合	○「希望園変更届」(北区様式) ※「希望園変更届」は変更を希望する入園希望月の申請締切日必着でご提出ください。
世帯構成や住所の変更があった場合 住民税の(修正)申告をした場合	○「変更届」(北区様式)
北区外へ転出した場合	○「辞退届・取下届」(北区様式) ※「辞退届・取下届」は変更を希望する入園希望月の申請締切日必着でご提出ください。 ※申請中に北区外へ転出した場合、申請は取下げとなりますので至急ご提出ください。 ※内定後、入園までに北区外へ転出した場合、内定は取消しとなります。
現在の就労状況に変更があった場合 例) 転職した、就労日数・時間を変更した、採用予定だったが実際に勤務開始した、求職中から就労開始(採用予定)となった、等	○「就労証明書」(北区様式) ※就労時間の変更に伴う保育必要量の変更が必要な場合や保育を必要とする理由を変更する場合(「求職活動」から「就労」へ変更する等)は「子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書(保育認定用)」もご提出ください。 ※就労開始日が証明年月日より後の日付のものは採用予定とみなします。 ※提出した「就労証明書」の「直近の就労実績」の記載がなかった、または雇用契約に対して就労日数が少なかった場合は、「直近の就労実績」が追記された「就労証明書」または該当月の就労日数・時間が分かる勤怠管理簿等の資料の写しをご提出ください。
育児休業を新たに取得した場合	○「育児休業期間証明書」(北区様式)
育児休業を終了した場合	○「育児休業期間終了証明書」(北区様式)
申請するお子さんを 月48時間以上有償で預けている	○「受託証明書」(北区様式) ※保護者が育児休業中・求職中である場合を除き、お子さんを有償で認可外保育施設に受託中の場合、同一保育指数の場合の利用調整で有利になる場合があります。「就労証明書」(北区様式)で育児休業の終了が確認できない場合、「育児休業期間終了証明書」(北区様式)をご提出ください。
内定を辞退する場合 入園や転園の必要がなくなった場合	○「辞退届・取下届」(北区様式) ※「辞退届・取下届」は変更を希望する入園希望月の申請締切日必着でご提出ください。 ※内定を「辞退」をすると申請中の状態に戻ります。「辞退」する場合は、保育課入園相談係・内定園にご連絡をお願いします。 ※転園申請の内定を辞退した場合は、元の保育施設は退所となります。
離婚(再婚)した場合	○「変更届」(北区様式) ○「同意書兼重要事項確認書」(北区様式) ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明(離婚・死別等の記載のあるもの) ※再婚の場合に限り、父母両名が署名した「同意書兼重要事項確認書」の提出が必要です。
離婚調停を開始した場合	○「変更届」(北区様式) ○家庭裁判所における調停期日通知書や事件係属証明書など
離婚調停中だったが、調停が終了した場合	調停成立の場合 ○「変更届」(北区様式) ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明の写し(離婚・死別等の記載のあるもの)
	調停不成立の場合 ○「変更届」(北区様式) ○保育料を決めるための書類(9ページを参照) ○「同意書兼重要事項確認書」(北区様式) ※調停が不成立となった日の翌月から保護者両名で保育料を再算定します。 ※保育料を決めるための書類はお子さんと別住所にいる親権者が北区外に在住し、北区で住民税の確認ができない場合に提出が必要です。 ※「同意書兼重要事項確認書」は父母ご両名が署名の上、ご提出ください。

保育園に関する手続きの電子申請

東京都と都内区市町村が共同で運営している「東京電子自治体共同運営サービス」から電子申請をご利用いただけます。パソコンやスマートフォンから時間や場所を問わず、簡単に保育園の利用申請などの手続きをすることができます。アカウント作成やユーザー登録も不要ですので、ぜひご活用ください。

QRコードまたは北区公式ホームページからご利用ください。

【電子申請可能な手続き】

○入園・転園申請に関する手続き

- ・利用申請（入園・転園）、希望園変更
- ・きょうだい組合せ条件の変更
- ・利用申請の取下および内定辞退
- ・利用申請の不備不足があった書類の提出

○在園に関する手続き

- ・子どものための教育・保育給付認定の変更申請
- ・退園手続き

電子申請のご利用に必要な環境やメンテナンス時期等については「東京電子自治体共同運営サービス」のサイト内でご確認ください。



利用調整結果照会サービス

令和5年4月入所の結果公表から、スマートフォンアプリ「東京都北区子育て応援ガイド きたハピモバイル」で、お子さんの利用調整結果（内定した保育園、保育指数、総合順位など）を確認できます。

ご利用には、7桁の「こどもコード」が必要です。「こどもコード」は、以下の書類の右上に「こどもコード：●●●●●●●」の形式で表示されています。

「こどもコード」を確認できる書類は紛失しないように大切に保管してください。**「こどもコード」を紛失した場合の個別のお問合せには、回答できませんのでご了承ください。**

【こどもコードを確認できる書類】

○「子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」

保育園の申請をされた方全員に発行しています。申請書の有効期限切れによる再申請の場合は、初回申請時に発行しています。

○入園後に保育課が発行する各種通知

「子どものための教育・保育給付 利用者負担額決定（変更）通知書」「保育利用承諾書」「保育利用保留通知書」などの通知にも記載されています。

【その他の結果公表方法】

これまでどおりの結果公表も継続しています。

アプリでの利用調整結果の確認が難しい方は、以下の方法で結果をご確認ください。

東京都北区子育て応援ガイド
きたハピモバイル

利用調整結果照会

*生年月日
お子様の生年月日を8桁の半角数字で入力してください
2020年1月1日生まれの場合 → 20200101
20200101

*こどもコード
半角数字で入力してください
100

検索

内定された方への案内がございます

内定

A保育園

- ・ 保育指数: 30
- ・ 希望人数: 256
- ・ 総合順位: 123

※図は開発中のイメージです。

審査結果	連絡方法
内定	電話連絡・郵送通知などで内定した保育園から直接保護者の方へ連絡します。
保留	初回利用調整結果に限り、「保育利用保留通知書」を送付いたします。 ※4月入所利用調整結果を除き、2回目以降は、内定した場合のみ連絡します。

申請に関する注意事項

以下の場合に該当する方は、必要書類の追加や申請方法、入園内定後に関して注意点があります。申請前に必ずご確認ください。

申請時点および入所月 1 日時点で育児休業取得中の方が申し込む場合

保育園入園後、入園月の翌月 1 日までに同条件以上で職場復帰することが必要となります。

入園できた場合、入園月の末日までに育児休業を終了し、指定日までに「育児休業期間終了証明書」をご提出ください。いかなる理由があっても、育児休業が終了できなかった場合は、退所となります。

申請するお子さんの育児休業でなく、そのきょうだいの育児休業を取得している場合も同様です。きょうだいのどなたかが入園できた場合、育児休業の終了が必要となり、できなかった場合は退所となります。

利用調整では、「就労証明書」で、産前・産後休業前6カ月の就労実績を確認します。

育児休業から復帰せずに転職される方については、入園月の翌月 1 日までに同条件以上の就労条件での就労開始が必要となります。転職された場合は速やかに保育課入園相談係に連絡し、指定日までに「変更届」「就労証明書（転職後のもの）」「前職の退職日がわかるもののコピー」をご提出ください。転職後の就労条件が転職前（育児休業を取得していた職）よりも下回った場合は内定の取消または退所となる可能性があります。

転園希望の方（すでに北区民で認可保育園をご利用の方）が申し込む場合

転園申請は新規の利用申請と同じ書類の提出が必要です。利用調整は、新規の利用申請と同じ方法で行います。

お通いの保育施設を通じて申請書を提出することはできません。必ず、保育課入園相談係の窓口、郵送・電子申請でご提出ください。ただし、希望する保育園に北区外の園を含む場合は、保育課入園相談係の窓口のみの受付となります。

また、転園申請に限り、下のお子さんの育児休業を取得中で復帰を希望しない場合も、在園中の上のお子さんの転園申請をすることが可能です（新規での申請や北区外からの転入予定で申請の方は該当しません）。なお、令和5年2月入所までは復帰予定のない育児休業者は就労未定と同じ選考指数で利用調整を行います。詳しくは25ページ「令和5年4月入所以降の利用調整方法の変更」をご確認ください。

転園が内定すると現在通園中の保育園は自動的に退所となり、いかなる理由があっても戻ることはできません。お子さんやご家族の方とよくご相談のうえ、転園申請を行ってください。また、転園の場合も、入園後慣れ保育が必要です。

延長保育については、新規の申請と同じく入園月翌月から申請が可能です。もともと延長保育を利用しており、転園先でも引き続き延長保育を希望する場合も、転園先での新たな延長保育の申請が必要になります。すでに延長保育を利用されている方でも、転園先の定員の空き状況によっては延長保育を利用できなくなる場合があります。

令和5年4月入園について、出産前に申し込む場合

令和5年4月入園の産休明け保育実施園および入園可能年齢が3カ月以上の保育園について、分娩予定日（帝王切開による出産を含む）が令和4年11月26日以降のお子さんに限り、出産前申請を受け付けます。申請書一式と必要書類に加えて、母子手帳や入院計画書の写し等の分娩予定日が分かる書類と「保育所等の4月入所における出産前申請に関する同意書」（北区様式）を添えてご申請ください。なお、申請書一式に記入するお子さんの氏名は「出産予定」、生年月日にはお子さんの分娩予定日をご記入ください。

ただし、分娩予定日が、産休明け保育実施園は令和5年2月4日以降、入園可能年齢が3カ月以上の保育園は令和5年1月2日以降の場合、令和5年4月1日時点で入園可能年齢を満たしていないため、その保育園に関する利用調整が令和5年5月以降となります。

お子さんのご出産後、出生届出済証明の写し等の生まれたお子さんの生年月日が分かる書類と改めて「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」をご提出ください。令和5年2月8日までにこれら2点の書類のご提出がない場合、内定は取消しとなりますのでご注意ください。

北区外にお住まいの方で、北区の保育園を申し込む場合

申請の窓口はお住まいの自治体の入園担当が窓口です。北区の申請締切日までに北区に必要な書類が届いていることが必要です。入園希望月の申請締切日をご確認のうえ、目安として1週間程度、余裕をもってご申請ください。

郵送申請・電子申請での受付はしておりませんので、ご注意ください。

北区内に転入予定がある場合

北区内に転入予定の方は、8～10ページ「利用申請・認定申請に必要な書類」に記載の申請書一式および必要書類に加えて、以下の書類が必要です。以下の書類から、入園希望月の前月末日までに北区へ転入可能なことが客観的にわかる場合、北区民と同等に利用調整を行います。

○「転入に関する申立書」（北区様式）

○新しい住居の「売買契約書」や「賃貸契約書」のコピー（入居可能日、物件の所在地、名義人がわかるもの）

※ 保護者名義の住居の売買契約または賃貸契約を結ばずに、北区在住者（同居予定の方）の住居へ転入する場合に限り、同居予定の方が署名した「転入に関する申立書」のみご提出ください。

北区内に転入予定で内定した場合、入所月の前月末日までに住民票の異動手続きを済ませてください。住民票の異動手続きが完了しない場合、内定は取消しとなります。また、申請の内容が事実と異なる場合、内定を取り消すことがあります。

北区内に転入予定がない場合

利用調整は北区民を優先します。北区民の利用調整を終えた後、定員に余裕がある場合に北区外にお住まいの方の利用調整をします。必要書類は8～10ページ「利用申請・認定申請に必要な書類」をご確認ください。

北区に転入予定のない方の北区の認可保育園の利用はクラスや施設ごとに受入制限があります。詳細は北区ホームページをご確認ください。東京都内在住（都内に転入予定を含む）でない方の申請は受け付けません。

北区内にお住まいの方で北区外の保育園を申し込む場合

申請の窓口は原則、北区保育課入園相談係です。ただし、一部の自治体では異なる場合があります。申請締切日・必要書類等について、利用を希望する保育園のある自治体へ事前に確認のうえ、必要書類をご準備ください。

北区での受付後に、提出書類を希望する保育園のある自治体に送付するため、目安として1週間程度、期限内に余裕を持ってご申請ください。郵送申請・電子申請での受付はしていませんので、ご注意ください。

育児休業の延長にあたり証明が必要な場合

育児休業の延長又は育児休業給付金の支給期間の延長には、お子さんが1歳になる月（1歳6カ月になる月）の「保育利用保留通知書」が必要であることが厚生労働省、都道府県労働局・ハローワークから示されています。

「保育利用保留通知書」が必要な方は、各入所月の申請の締切日（7ページ参照）までに必ず利用申請を行ってください。利用申請を行っていない場合は、「保育利用保留通知書」は発行できませんのでご注意ください。

令和4年5月入所から育児休業の延長を希望する世帯の保育指数を下げる制度を開始しました。詳細は23ページの「育児休業の延長を希望する方の利用調整」をご確認ください。育児休業の延長または育児休業給付金の支給期間の延長に関する各種手続きについては、就労先又はハローワーク等へ直接お問い合わせください。

医療的ケアを必要とするお子さんの申込み

北区では、医療的ケアが必要で集団保育が可能な3歳クラスから5歳クラスのお子さんを対象に医療的ケア児枠（2名以内）を設け、受入れを行います。

保育園で実施できる医療的ケアは、①経管栄養、②痰吸引、③その他保育園で実施可能な処置です。

医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される場合は、事前に観察保育を行い、「医療的ケア審査会」において、保育園での集団生活が可能かどうかを判定したうえで、利用調整を行います。

通常の利用申請より審査に期間を要するため、必ず事前にご相談が必要となります。申請を希望される方は、保育課入園相談係までご連絡ください。

医療的ケア実施園	住所	受入人数
（仮称）清水坂保育園	北区中十条4-16-27	2名以内

第4章 認可保育園一覧（令和5年4月1日現在）

北区の認可保育園（保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業））の利用には、保育課入園相談係へ申請が必要です。

就学前までの区立保育所（公設公営・公設民営）

就学前までの区立保育所（公設公営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育(定員)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	33	浮間	浮間 1-9-3-101	03-3966-4488	16	17	18	21	21	21	114	産休明け※2	—
2	35	赤羽北	赤羽北 1-5-5	03-3906-1148	6	14	17	18	18	18	91	8カ月以上	—
3	44	袋	赤羽北 2-15-2-101	03-3905-1381	8	19	20	20	20	20	107	8カ月以上	1時間(20)
4	40	桐ヶ丘南	赤羽西 5-5-7-101	03-3906-2090	6	13	19	20	20	20	98	8カ月以上	—
5	37	赤羽西	赤羽西 4-42-9	03-3906-3641	6	12	20	20	20	20	98	8カ月以上	—
6	42	西が丘	西が丘 2-4-1	03-3907-6472	10	11	16	20	20	20	97	産休明け※2	1時間(20)
7	47	志茂北	志茂 5-21-2-101	03-3901-3023	9	11	15	18	18	18	89	産休明け※2	—
8	41	赤羽	赤羽南 1-16-2-101	03-3901-5480	9	12	20	20	20	20	101	8カ月以上	1時間(30)
9	46	志茂南	志茂 1-4-4	03-3901-5178	16	18	20	20	20	20	114	8カ月以上	1時間(20)
10	12	上十条	上十条 3-24-8	03-3908-5587	—	25	25	25	25	25	125	1歳児以上	—
11	11	東十条東	東十条 3-10-1	03-3912-3077	9	12	17	21	21	21	101	産休明け※2	—
12	5	桜田北 ※1	王子 5-2-3-101	03-3914-7510	—	24	24	25	25	25	141	8カ月以上	1時間(40)
	72	桜田北（分園）	王子 5-2-6-104		18	—	—	—	—	—			
13	2	王子	王子 6-1-15	03-3911-3801	8	12	20	22	22	22	106	6カ月以上	1時間(20)
14	6	豊島	豊島 7-17-8	03-3911-9480	6	19	19	19	19	19	101	8カ月以上	—
15	8	豊島北	豊島 5-4-3-101	03-3919-0026	6	15	18	18	18	18	93	8カ月以上	—
16	7	豊島東 ※1	豊島 5-6-12-101	03-3913-8403	—	—	18	18	18	18	96	8カ月以上	1時間(30)
	73	豊島東（分園）	豊島 5-5-9-101		6	18	—	—	—	—			
17	23	堀船南 ※1	堀船 2-22-1-101	03-3914-7954	6	27	27	—	—	—	150	8カ月以上	1時間(20)
	79	堀船南（分園）	堀船 3-16-11-105		—	—	—	30	30	30			
18	14	滝野川	滝野川 3-46-2	03-3917-6045	20	29	30	32	33	33	177	産休明け※2	1時間(40)
19	17	西ヶ原	西ヶ原 4-44-10	03-3910-6930	6	17	19	22	22	22	108	6カ月以上	—
20	19	中里	中里 3-11-18	03-3915-5157	18	26	33	33	33	33	176	産休明け※2	—
21	20	田端	田端 3-24-14	03-3828-7577	—	15	19	20	20	20	94	1歳児以上	1時間(20)
22	21	栄町	栄町 33-3	03-3919-2030	6	16	16	17	17	17	89	8カ月以上	—

◆令和5年度新規開設園 就学前までの区立保育所（公設公営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育(定員)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
23	88	(仮称) 清水坂	中十条 4-16-27	03-3907-8526	—	13	14	16	16	16	75	1歳児以上	—

令和5年度新規開設園と清水坂つぼみ保育園の移行

◆令和4年度まで1～3歳児クラスの区立保育所（公設公営）だった「清水坂つぼみ」が令和5年4月に「23.(仮称) 清水坂」へ移行します。清水坂つぼみ保育園のお子さんは、保育園入園の要件が継続する限り、引き続き（仮称）清水坂保育園の2～4歳児クラスでお預かりします。

就学前までの区立保育所（公設民営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育(定員)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
24	34	浮間東	浮間 3-34-1-101	03-3969-6277	10	20	20	21	23	23	117	6カ月以上	2時間(30)
25	58	浮間さくら草	浮間 1-1-2	03-5916-6030	9	20	20	21	21	21	112	8カ月以上	2時間(30)
26	36	赤羽台	赤羽台 1-4-11-105	03-3900-0189	12	38	38	38	38	38	202	8カ月以上	2時間(40)
27	38	桐ヶ丘	桐ヶ丘 1-3-9-101	03-3907-2336	12	15	16	19	19	19	100	産休明け	2時間(30)
28	43	岩淵	赤羽 3-23-7	03-3903-4995	9	26	27	30	30	30	152	6カ月以上	2時間(30)
29	45	志茂	志茂 4-44-1	03-3901-5888	6	18	18	18	18	18	96	8カ月以上	2時間(20)
30	13	上十条南	上十条 3-3-20	03-3905-1327	12	18	20	20	20	20	110	産休明け	2時間(30)
31	1	王子本町 ※1	王子本町 3-3-3-101	03-3900-5098	—	23	23	23	23	23	124	8カ月以上	2時間(20)
	78	王子本町（分園）	王子本町 2-30-9		9	—	—	—	—	—			
32	10	東十条	東十条 3-2-14	03-3913-0530	14	15	17	18	18	18	100	産休明け	3時間(40)
33	4	桜田	王子 5-2-1-101	03-3914-4099	11	14	17	21	21	21	105	産休明け	2時間(30)
34	3	王子北	王子 3-23-7-113	03-3913-3577	9	16	18	18	18	18	97	6カ月以上	2時間(20)
35	15	滝野川北	滝野川 3-79-1-101	03-5907-6220	6	31	32	32	32	32	165	8カ月以上	2時間(30)
36	16	滝野川西	滝野川 6-84-12	03-3916-3225	12	20	20	20	20	20	112	8カ月以上	2時間(30)
37	18	西ヶ原東	西ヶ原 3-19-11	03-3918-8251	11	13	13	22	22	22	103	8カ月以上	2時間(30)
38	56	西ヶ原南	西ヶ原 4-51-28	03-3576-1023	9	18	18	18	18	18	99	8カ月以上	2時間(30)
39	24	東田端	東田端 2-13-2-101	03-3893-1137	14	24	24	26	26	26	140	産休明け	2時間(40)

※1. 「12.桜田北」「16.豊島東」「17.堀船南」「31.王子本町」には分園を設置し、低年齢児と高年齢児の保育を分けて行っています。本園と分園で一体的運営ができるよう近隣に設置していますが、本園とは所在地が異なりますので、ご注意ください。保護者の皆さまには、本園で保育する歳児のお子さんは本園に、分園で保育する歳児のお子さんは分園に、それぞれ送迎していただきます。給食は、本園で調理したものを提供します。なお、保育園入園の要件が継続する限り、本園または分園のクラスで引き続きお預かりします。

※2. 公設公営の産休明け実施園では、0歳の定員のうち、6カ月未満のお子さんについて、「1.浮間」「20.中里」は7名まで、「6.西が丘」「7.志茂北」「11.東十条東」「18.滝野川」は5名までお預かりできます。

就学前までの私立保育所

就学前までの私立保育所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	64	さくらさくみらい 浮間	浮間 2-23-17	03-5918-8902	6	12	14	15	15	15	77	産休明け	2時間
2	52	キッズタウンうきま	浮間 5-13-1	03-5914-1332	10	15	20	25	25	25	120	産休明け	1時間
3	53	キッズタウンうきま夜間 ※1	浮間 5-13-1	03-5914-1332	5	5	5	5	5	5	30	産休明け	※1
4	60	アスクうきま	浮間 4-14-9	03-5916-6571	6	15	17	17	17	18	90	産休明け	2時間
5	98	明日香	浮間 4-1-3	03-5916-1088	△	12	12	12	12	12	60	1歳児以上	—
6	1832	うきま絆 ※2	浮間 3-1-55 さくらビル2階	03-5918-9941	△	10	10	△	△	△	68	1歳児以上	1時間
	1833	うきま絆第二 ※2	浮間 3-1-55 河野ビル2階		△	△	△	16	16	16			
7	84	北赤羽せせらぎ	赤羽北 2-14-13	03-5948-8856	6	12	15	15	16	16	80	産休明け	1時間
8	65	赤羽北のぞみ	赤羽北 3-6-10	03-3900-1208	10	18	18	18	18	18	100	産休明け	1時間
9	1793	LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり	桐ヶ丘 1-7-17	03-5948-8280	9	20	23	23	23	23	121	産休明け	2時間
10	49	日の基	桐ヶ丘 1-21-41	03-3909-2223	12	22	28	30	34	34	160	産休明け	1時間
11	48	法善寺	赤羽台 3-24-2	03-3900-9606	12	15	18	18	18	19	100	産休明け	1時間
12	85	フレール西が丘みらい園	赤羽西 6-2-20	03-5948-8030	4	6	8	14	14	14	60	産休明け	1時間
13	50	テオーシー	西が丘 3-16-15	03-3900-3077	9	29	30	34	68		170	産休明け	2時間
14	67	あおば保育園 西が丘	上十条 5-12-8	03-5948-8212	6	12	13	13	13	13	70	産休明け	1時間
15	61	グローバルキッズ コトニア赤羽園	中十条 4-17-1	03-3905-5755	9	15	15	17	17	17	90	産休明け	2時間
16	63	ぼけっとランド赤羽	赤羽 2-57-9	03-5939-4636	9	20	24	26	26	26	131	産休明け	2時間
17	1797	にじいろ保育園志茂	志茂 1-19-11	03-6903-9545	9	15	15	15	15	15	84	産休明け	2時間
18	86	グローバルキッズ志茂	志茂 3-45-6	03-6903-8711	5	6	6	6	6	6	35	産休明け	2時間
19	1829	グローバルキッズ志茂第二	志茂 3-12-3	03-6903-9710	△	10	12	16	16	16	70	1歳児以上	2時間
20	55	つちっこ	志茂 3-11-6	03-3903-6160	9	13	13	13	13	13	74	産休明け	3時間
21	51	神谷 ※3	神谷 2-36-8	03-3901-8338	△	6	11	11	11	11	50	1歳児以上	—
22	59	ういす東十条	東十条 5-8-16	03-5939-6091	6	8	10	12	12	12	60	6カ月以上	2時間
23	66	にじいろ保育園王子	王子 5-1-40	03-6903-2450	6	10	11	11	11	11	60	産休明け	2時間
24	1796	王子神谷雲母	王子 5-22-3	03-5902-3777	3	9	12	12	12	12	60	産休明け	2時間
25	81	ベネッセ 王子神谷	王子 5-1-70	03-5902-4520	6	12	13	13	13	13	70	産休明け	2時間
26	54	キッズタウン東十条	東十条 3-18-40	03-5902-7055	11	15	16	16	16	16	90	産休明け	3時間
27	25	聖母の騎士	中十条 1-28-13	03-3908-5905	△	12	12	13	14	14	65	1歳児以上	1時間
28	1826	クオリスキッズ王子	王子 3-10-14	03-6908-4260	△	10	13	14	14	14	65	1歳児以上	2時間
29	26	王子隣保館	王子 2-19-21	03-3912-3388	12	19	19	20	20	20	110	産休明け	1時間
30	27	豊川	王子 6-4-10	03-3911-4661	9	14	17	20	20	20	100	産休明け	1時間
31	82	としま みつばち	豊島 7-8-7	03-6903-3290	12	25	25	25	25	25	137	産休明け	2時間
32	29	クラブ	豊島 3-4-15	03-3911-0324	10	18	20	20	21	21	110	産休明け	2時間
33	69	キッズガーデン北区豊島	豊島 4-12-1	03-5390-0806	9	12	14	15	15	15	80	6カ月以上	2時間
34	28	ふくし	豊島 2-20-5	03-3911-6305	12	12	12	12	12	13	73	産休明け	2時間
35	70	あい保育園王子 ※4	王子 1-27-8	03-6903-0350	9	10	12	15	17	17	80	産休明け	2時間
36	31	木の実	堀船 3-23-6	03-3911-5476	10	12	12	12	12	12	70	産休明け	1時間
37	1792	おうじ絆	滝野川 2-43-5	03-6903-5293	△	7	7	15	15	15	59	1歳児以上	1時間 ※5
38	32	宮元	滝野川 3-77-8	03-3916-1401	6	8	9	12	12	12	59	6カ月以上	—
39	100	キッズガーデン北区滝野川	滝野川 6-30-2	03-5944-5037	9	10	12	15	15	15	76	6カ月以上	2時間
40	1828	キッズハーモニー・たきのがわ	滝野川 7-4-1	03-5961-2280	3	6	6	8	8	9	40	産休明け	2時間
41	99	ういす滝野川	滝野川 6-9-4	03-5980-7377	△	9	10	13	13	13	58	1歳児以上	2時間
42	57	はとぼっぼ	滝野川 6-21-19	03-5980-7603	6	10	11	11	11	11	60	8カ月以上	1時間
43	96	ポピンズナーサリー スクール王子 ※6	王子 1-23-5 ドワンゴビル4F	03-5902-5821	9	12	12	△	△	△	72	産休明け	2時間
	1839	ポピンズナーサリー スクール王子(分園) ※6	西ヶ原 2-8-1-124	03-6903-5275	△	△	△	13	13	13			
44	30	まごころ会	上中里 2-37-2	03-3911-5584	9	11	15	15	15	15	80	産休明け	1時間
45	1838	太陽の子上中里	上中里 1-47-5	03-5972-4722	△	10	12	16	16	16	70	1歳児以上	2時間
46	1827	まなびの森保育園上中里	上中里 1-26-12	03-6903-5530	△	9	9	14	14	14	60	1歳児以上	2時間
47	1794	MiWA たばた	田端 5-11-8	03-5842-1409	6	15	16	16	16	16	85	産休明け	2時間
48	1830	アルオン	田端 2-10-5	03-5809-0940	△	12	12	12	12	12	60	1歳児以上	2時間
49	62	田端聖華	田端 1-22-7	03-5814-0800	9	15	24	37	37	37	159	産休明け	2時間
50	1795	Gakkenほいくえん 田端	田端 1-12-17	03-3824-2101	6	10	10	11	11	11	59	産休明け	2時間
51	83	にじいろ保育園田端新町	田端新町 2-31-2	03-5901-9070	5	7	10	10	10	10	52	産休明け	2時間

※1、「3.キッズタウンうきま夜間」の通常開園時間は午前11時～午後10時です。延長保育は、朝型延長は午前9時～11時の2時間、夜型延長は午後10時～午後11時の1時間です。24ページ「夜間保育の利用申請」の利用基準等を確認の上、ご申請ください。

※2、「6.うきま絆第二」の3歳児クラスは「うきま絆」のお子さんを、保育園入園の要件が継続する限り、引き続きお預かりします。

※3、「21.神谷」の開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。

※4、「35.あい保育園王子」は、令和5年4月から(仮称)アイگران保育園王子に名称変更します。

※5、「37.おうじ絆」の延長保育について、土曜日は実施していません。

※6、「43.ポピンズナーサリースクール王子(分園)」の3歳児クラスは「ポピンズナーサリースクール王子」のお子さんを、保育園入園の要件が継続する限り、引き続きお預かりします。

2. 3歳児クラスまでの区立保育所（公設公営）・私立保育所

2. 3歳児クラスまでの区立保育所（公設公営）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員						入園年齢	延長保育	
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			合計
1	97	神谷北つぼみ ※1	神谷 2-42-4	03-5249-4977		37	37	37			111	1歳児以上	—
2	91	桜田つぼみ	王子 5-2-12	03-3919-6252		45	45	45			135	1歳児以上	—
3	94	豊島つぼみ ※2	豊島 3-10-23	03-5902-7175			25				25	2歳児以上	—
4	87	音無つぼみ	滝野川 2-52-9	03-5974-4131		25	25				50	1歳児以上	—

※1.「1.神谷北つぼみ」は、小中一貫校の工事の関係で園庭の利用に一部制限があります。

※2.「3.豊島つぼみ」は、令和5年4月から1歳クラスの受け入れを停止します。

令和5年度新規開設園と清水坂つぼみ保育園の移行

- ◆ 令和4年度「清水坂つぼみ」が令和5年4月に就学前までの区立保育所（公設公営）である「23.（仮称）清水坂」へ移行します。清水坂つぼみ保育園のお子さんは、保育園入園の要件が継続する限り、引き続き（仮称）清水坂保育園の2～4歳児クラスでお預かりします。

2歳児クラスまでの私立保育所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員				入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	合計		
1	89	グローバルキッズ王子園	堀船 1-1-2	03-5390-0326	6	16	16	38	産休明け	2時間
2	95	ポピンスナーサリースクール田端	田端 6-1-1 田端 ASUKA 7F-2F	03-5815-2131	9	23	26	58	産休明け	2時間
3	1791	たばた絆	田端新町 1-8-15-101	03-6240-8938	6	8	8	22	3カ月以上	1時間 ※1
4	90	さくらキッズ ※2	東田端 2-7-13	03-3800-6731		12	12	24	6カ月以上	1時間
	1798	さくらキッズ（分園） ※2	東田端 2-8-12	03-3800-6722	7			7		

※1.「3.たばた絆」の延長保育について、土曜日は実施していません。

※2.「4.さくらキッズ」の1歳児クラスは「さくらキッズ（分園）」のお子さんを、保育園入園の要件が継続する限り、引き続きお預かりします。

地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所）

「家庭的保育事業所」は午前8時30分から午後4時30分までの「保育短時間」でのご利用となります。

小規模保育事業所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員					入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3～5歳	合計		
1	1764	浮間さくら ※2	浮間 4-32-20-2F	03-6279-8741	6	6	7		19	6カ月以上	1時間
2	1784	志茂つくし ※2	志茂 5-5-4-1F	03-3903-5232	6	6	6		18	3カ月以上	1時間
3	1762	ぬくもりのおうち保育 赤羽園	赤羽 2-10-2-2F	03-6903-8813	6	6	7		19	産休明け	1時間
4	1706	ゆうひが丘保育園王子神谷 ※1	豊島 8-25-3	03-6903-3237	6	6	7		19	産休明け	1時間
5	1786	サンベビー ※1	東十条 4-5-15	03-6903-3642	6	6	7		19	産休明け	1時間 ※3
6	1704	ベベ・ア・パリ保育園 東十条	東十条 4-5-18-1F	03-6903-2482	3	8	8		19	産休明け	1時間
7	1705	サンライズキッズ保育園北区園 ※1,2	中十条 2-13-23	050-5807-2162	3	7	8		18	4カ月以上	1時間半
8	1702	ちいはぐ・十条 ※2	上十条 2-13-1-103	03-3908-2323	6	6	6		18	産休明け	1時間半
9	1776	キッズパオ王子あおぞら園 ※2	王子 4-16-5-102	03-5944-6306	6	6	7		19	産休明け	1時間
10	1763	ゆうひが丘保育園豊島 ※1	豊島 1-34-1	03-6903-2072	6	6	7		19	産休明け	1時間
11	1772	ぬくもりのおうち保育 飛鳥山園	滝野川 1-63-6	03-5980-7883	6	6	7		19	産休明け	1時間
12	1766	アルタベビー滝野川園	滝野川 1-93-5	03-6903-6618	6	6	7		19	3カ月以上	1時間 ※3
13	1774	正光寺保育園 板橋駅前園 ※1,2	滝野川 7-2-14-2F	03-6903-7262	2	5	5		12	産休明け	1時間
14	1761	ぬくもりのおうち保育 滝野川園	滝野川 7-33-8	03-5980-8531	3	4	5		12	産休明け	1時間
15	1775	ほっぺるランド滝野川	滝野川 7-21-14-1F	03-5961-3916	6	6	7		19	産休明け	2時間
16	1836	西ヶ原ひなた	西ヶ原 1-61-15-101	03-6903-4698	6	6	7		19	産休明け	2時間
17	1783	MIRATZ 駒込	中里 2-3-5-1F	03-6903-6573	6	6	7		19	産休明け	1時間
18	1709	MIRATZ 田端新町	田端新町 3-7-9-1F	03-6807-8936	6	6	7		19	産休明け	1時間

※1.「4.ゆうひが丘保育園王子神谷」「5.サンベビー」「7.サンライズキッズ保育園北区園」「10.ゆうひが丘保育園豊島」「13.正光寺保育園 板橋駅前園」は、一時預かり保育を実施しています。詳しくは34ページ「その他の制度」をご覧ください。

※2.「1.浮間さくら」「2.志茂つくし」「7.サンライズキッズ保育園北区園」「8.ちいはぐ・十条」「9.キッズパオ王子あおぞら園」「13.正光寺保育園 板橋駅前園」の開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。延長保育は午後6時30分からです。

※3.「5.サンベビー」「12.アルタベビー滝野川園」の延長保育について、土曜日は実施していません。

事業所内保育事業所（地域枠）

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員				入園年齢	延長保育	
					0歳	1歳	2歳	3～5歳			合計
1	1770	ヤクルト赤羽 ※1	赤羽 1-36-1	03-3901-5950		6	6		12	1歳児以上	1時間
2	1769	ヤクルト西ヶ原 ※1,2	西ヶ原 4-47-4-1F	03-3949-4330		5	5		10	1歳児以上	1時間

※1. 事業所内保育事業所（地域枠）の開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。延長保育は午後6時30分からです。

※2.「2.ヤクルト西ヶ原」は、令和4年度は地域枠5名（1歳2名・2歳3名）での運営です。

家庭的保育事業所

番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員			入園年齢	延長保育
					0～2歳	3～5歳	合計		
1	1834	おうち保育室 さんさん	志茂 3-40-10	03-5939-6764	5		5	産休明け	—
2	1835	はまたすまいる保育室	上十条 2-26-4	03-3909-5845	5		5	産休明け	—
3	1837	まつむら保育室 東十条	東十条 5-17-13	03-3902-3712	5		5	産休明け	—

※ 休園日は土曜、日曜、祝日、年末年始です。時間外スポット利用（午後4時30分以降の利用）については各施設に直接お問い合わせください。

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）

障害や疾病等により個別の医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難であると認められるお子さんの自宅へ保育者を派遣し、1対1で保育を行います。

保育課入園相談係での利用申請の前に、保育運営事業者へお子さんの障害や疾病等の状況をご相談ください。

居宅訪問型保育事業													
番号	施設コード	事業名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	1760	障害児訪問保育アニー	※児童の自宅で保育	03-6811-0907	※	設定なし					—	満1歳以上	—

事業・保育運営事業者

障害児訪問保育アニー 認定 NPO 法人フローレンス

【問い合わせ先】03-6811-0907

【ホームページ】障害児訪問保育アニーWeb サイト <https://annie-hoiku.jp/>

※右記のQRコードからもアクセス可能です。



対象となるお子さん

原則、未就学のお子さんで保育の必要性があり、以下の医療的ケアを必要とする障害児の方が対象となります。

- ◆主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児等
- ◆経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とする障害児
- ◆事業者との相談により預かりが可能と判断された障害児

※ お子さんの症状や医療的ケアの内容によっては対応できかねる場合があります。

※ 乳児（満1歳未満）のお子さんについては、上記保育運営事業者へご相談をお願いします。

※ 気管切開をしている、または人工呼吸器等を使用している呼吸器系疾患のあるお子さんについては、まずは保育運営事業者までお問い合わせください。

保育時間

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです）

午前8時00分～午後6時00分までのうち、最大8時間

※ 気管切開をしている、または人工呼吸器等を使用している呼吸器系疾患のあるお子さんについては、保育時間が週12時間（3時間×週4日）程度となります。

食事

給食の提供はありません。保護者が用意した食事を保育者が提供します。

認定こども園（保育部分）

認定こども園（保育部分）の利用申請にあたっては、事前に施設の見学や説明会への参加が必須です。事前に利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

区立認定こども園（保育部分）													
番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	1701	さくらだこども園	王子5-2-6-103	03-3914-8486	—	—	—	30	30	30	90	3歳児以上	—

※ 教材費、PTA会費、被服等の経費がかかります。詳細は、直接園にお問い合わせください。

※ その他問い合わせ先：北区教育委員会事務局学校支援課学校支援係 03-3908-9293

私立認定こども園（保育部分）													
番号	施設コード	園名	所在地	電話番号	定員							入園年齢	延長保育
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
2	1703	赤羽こども園	赤羽西1-36-1	03-3906-6282	—	—	—	20	20	20	60	3歳児以上	—

※ 「赤羽こども園」は、赤羽幼稚園が運営しています。開園時間は午前7時30分から午後6時30分までです。

※ 休園日は日曜、祝日、第2・4土曜（8月のみ第2・3土曜）、年末年始です。

※ 入園料・教育環境施設整備費等（入園時のみ）、給食費、教材費、行事等の経費がかかります。詳細は、直接園にお問い合わせください。

地図



小規模保育事業(★)

- 1 浮間さくら
- 2 志茂つくし
- 3 ぬくもりのおうち保育 赤羽園
- 4 ゆうひが丘保育園王子神谷
- 5 サンベビー
- 6 ベベ・ア・パリ保育園東十条
- 7 サンライズキッズ保育園北区園
- 8 ちいはぐ・十条
- 9 キッズパオ王子あおぞら園
- 10 ゆうひが丘保育園豊島
- 11 ぬくもりのおうち保育 飛鳥山園
- 12 アルタベビー滝野川園
- 13 正光寺保育園 板橋駅前園
- 14 ぬくもりのおうち保育 滝野川園
- 15 ほっぺるランド滝野川
- 16 西ヶ原ひなた
- 17 MIRATZ駒込
- 18 MIRATZ田端新町

入所のお申し込みは
各施設での受付となります

認証保育所(△)

- 1 ぼけっとランド北赤羽
- 2 メリーポピンズ赤羽ルーム
- 3 ぼけっとランド王子

家庭福祉員(○)

- 1 安部 良恵

企業主導型保育事業所(□)

- 1 正光寺保育園 赤羽岩淵園
- 2 りとるういず赤羽志茂保育園
- 3 都市型保育園ポポラー東京赤羽園
- 4 たいよう保育園
- 5 めぶきの森保育園
- 6 カメリアキッズ田端園

認定こども園(保育部分)(◆)

- 1 さくらだこども園 (区立)
- 2 赤羽こども園 (私立)

事業所内保育事業(地域枠)(♥)

- 1 ヤクルト赤羽
- 2 ヤクルト西ヶ原

家庭的保育事業(♠)

- 1 おうち保育室 さんさん
- 2 はまだすまいる保育室
- 3 まつむら保育室 東十条

区立保育園(●)

1 浮間	21 田端
2 赤羽北	22 栄町
3 袋	23 (仮称)清水坂
4 桐ヶ丘南	24 浮間東
5 赤羽西	25 浮間さくら草
6 西が丘	26 赤羽台
7 志茂北	27 桐ヶ丘
8 赤羽	28 岩淵
9 志茂南	29 志茂
10 上十条	30 上十条南
11 東十条東	31 王子本町
12 桜田北	32 東十条
13 王子	33 桜田
14 豊島	34 王子北
15 豊島北	35 滝野川北
16 豊島東	36 滝野川西
17 堀船南	37 西ヶ原東
18 滝野川	38 西ヶ原南
19 西ヶ原	39 東田端
20 中里	

私立保育園(■)

1 さくらさくみらい 浮間	30 豊川
2 キッズタウンうきま	31 としまみつばち
3 キッズタウンうきま夜間	32 クラブ
4 アスクうきま	33 キッズガーデン北区豊島
5 明日香	34 ふくし
6 うきま絆・うきま絆第二	35 あい保育園王子
7 北赤羽せせらぎ	36 木の実
8 赤羽北のぞみ	37 おうじ絆
9 LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり	38 宮元
10 日の基	39 キッズガーデン北区滝野川
11 法善寺	40 キッズハーモニー・たきのがわ
12 フレーベル西が丘みらい園	41 ういず滝野川
13 テーオーシー	42 はとぼっぼ
14 あおば保育園 西が丘	43 ポピンズナーサリースクール王子
15 グローバルキッズ コトニア赤羽園	44 まごころ会
16 ぼけっとランド赤羽	45 太陽の子 上中里
17 にじいろ保育園志茂	46 まなびの森保育園 上中里
18 グローバルキッズ志茂第二	47 MIWAたばた
19 グローバルキッズ志茂第二	48 アルオン
20 つちっこ	49 田端聖華
21 神谷	50 Gakkenほいくえん 田端
22 ういず東十条	51 にじいろ保育園田端新町
23 にじいろ保育園王子	
24 王子神谷雲母	
25 ベネッセ 王子神谷	
26 キッズタウン東十条	
27 聖母の騎士	
28 クオリスキッズ王子	
29 王子隣保館	

2~3歳児までの保育園(区立)(▲)

- 1 神谷北つぼみ
- 2 桜田つぼみ
- 3 豊島つぼみ
- 4 音無つぼみ

2歳児までの保育園(私立)(▼)

- 1 グローバルキッズ王子園
- 2 ポピンズナーサリースクール田端
- 3 たばた絆
- 4 さくらキッズ
- 5 さくらキッズ(分園)

第5章 認可保育園の利用調整

利用調整方法

「父の選考指数」 + 「母の選考指数」 + 「調整指数」 = 「世帯の保育指数」

保育の利用基準表（選考指数）

番号（類型）	保護者の状況		選考指数	実施期間	
1 労働	外勤 自営 在宅勤務（内職）	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	10	・ 最長就学前まで ・ 雇用期間の定めがある場合は期間が満了する月の翌月末日まで
			週30時間以上40時間未満の就労を常態	9	
			週20時間以上30時間未満の就労を常態	8	
		週4日以上	週32時間以上の就労を常態	9	
			週24時間以上32時間未満の就労を常態	8	
			週16時間以上24時間未満の就労を常態	7	
		週3日以上	週24時間以上の就労を常態	8	
			週18時間以上24時間未満の就労を常態	7	
			週12時間以上18時間未満の就労を常態	6	
		週3日未満	週12時間以上の在宅勤務	6	
2 求職	就労内定	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	8	3カ月以内
			週30時間以上40時間未満の就労を常態	7	
			週20時間以上30時間未満の就労を常態	6	
		週4日以上	週32時間以上の就労を常態	7	
			週24時間以上32時間未満の就労を常態	6	
		週3日以上	週24時間以上の就労を常態	6	
			月48時間以上で上記以外の就労を常態	4	
		同一保育指数の場合の優先項目7に該当の場合	※1		
就労未定（就労証明書の提出がない場合）	求職、起業準備のため昼間外出を常態としている	3			
3 出産	出産	予定月をはさんで産前2カ月から産後2カ月までの期間	7	5カ月以内	
4 疾病・負傷・障害	疾病・負傷	入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌月末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症	10	
	心身障害		一般療養	8	
			身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度 身体障害者手帳4級	10 8 6	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌月末日まで
5 看護・介護	施設付添	週5日以上	常時付添が必要	10	付添、送迎、看護・介護を要しなくなる月の翌月末日まで
		週4日以上	常時付添が必要	9	
		週3日以上	常時付添が必要	8	
	施設送迎	週3日以上	送迎が必要	7	
		自宅看護・介護 （別居の児童の祖父母を含む）	重度のため常時看護・介護が必要	9	
上記以外の看護・介護が必要	6				
6 災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで	
7 就学・職業訓練	就学・職業訓練	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	※1	就学・職業訓練の期間が満了する月の末日まで	
		月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3		
	就学内定 職業訓練内定	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	※2	3カ月以内	
月48時間未満の就学又は職業訓練を常態		3			
8 その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		※3	※3	

※1. 「2.求職」の「就労内定」の「同一保育指数の場合の優先項目7に該当の場合」の選考指数、および「7.就学・職業訓練」の「就学・職業訓練」の「月48時間以上の就学又は職業訓練を常態」の選考指数は「1.労働」の選考指数を準用します。

※2. 「7.就学・職業訓練」の「就学内定・職業訓練内定」の「月48時間以上の就学又は職業訓練を常態」の選考指数は「2.求職」の選考指数を準用します。

※3. 「8.その他」の選考指数と実施期間は他類型1～7の選考指数と実施期間を準用し決定します。

上表の番号（類型）および用語の説明

- ◆ 「1.労働」「2.求職」の就労状況は就労証明書で確認します。「1.労働」の「外勤」は居宅外において就労すること、「自営」は自ら業を営むこと、「在宅勤務」は居宅内において就労することを指します。「2.求職」の「就労内定」は保育実施月に就労開始することがわかる就労証明書の提出がある場合に該当します。
- ◆ 「4.疾病・負傷」の「居宅内療養」について、「常時臥床」は医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が1カ月以上継続していることが確認できること、「精神性の疾病」は精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等が確認できること、「一般療養」は医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く）のため通院及び療養を必要としていることが確認できることを指します。
- ◆ 「5.看護・介護」の「施設付添」は心身障害児の学校若しくは訓練施設での学習及び訓練に昼間付き添っていること又は病院等に入院している者に昼間付き添っていること、「施設送迎」は心身障害児の学校若しくは訓練施設の登下校の送迎を行っていること又は病院等の通院、介護施設等への通所のため送迎を行っていることを指します。

調整指数

番号	条件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+ 3
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+ 3
3	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上勤務しており入所月以降も継続が見込まれる世帯	+ 3
4	同居のきょうだいが入園している認可保育園に在園している世帯、または、同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	+ 2
5	生計中心者が失業している世帯（就労未定の場合のみ適用）	+ 1
6	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	- 4

◆ 番号3の適用は就労実績の確認ができ、かつ保育士証のコピーの提出があった場合に限りです。

同一保育指数の場合の優先項目（令和5年4月入所から）

優先項目	条件
1	ひとり親世帯（ほかに60歳未満の同居人がいない世帯）
2	申請中のお子さんを保育できる60歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切日現在、保育料の滞納がない世帯
4	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度4月入所の申請をしている場合（4月入所のみ適用）
5	選考指数が高い世帯（調整指数を加える前の選考指数で判断します）
6	多子世帯（利用申請締切日現在、就学前のお子さんの人数が3人以上で多い世帯）
7	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上勤務しており入所月以降も継続が見込まれる（直近6カ月の就労実績が全て月48時間未満の場合は除く）又は週3日以上かつ週30時間以上就労を予定している世帯
8	同居のきょうだいが同一の認可保育園に在園している場合
9	父母のいずれかが身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
10	父母共に選考指数の類型が労働に該当する世帯（父母の片方の選考指数の類型が不存在等に該当し、もう片方の選考指数の類型が労働に該当する場合も含む）
11	申請中のお子さんを申請締切日時点で認証保育所・家庭福祉員・ベビーホテル・事業所内保育事業（地域型保育事業は除く）・企業主導型保育事業・ベビーシッターに有償で月48時間以上預けている場合（保護者が育児休業中の場合又は選考指数の類型が求職に該当する場合は除く）
12	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯

◆ 優先項目4、8、11は対象となるお子さんにのみ適用されます。

◆ 優先項目7の適用は締切日までに保育士証の写しの提出があった場合に限りです。

利用調整は保護者の就労状況等により決定する「選考指数」と世帯の状況等により決定する「調整指数」を合算した「保育指数」に基づいて行います。

「選考指数」は、保護者の選考指数を合算して決定します。「保育の利用基準表」のとおり、保育を必要とする理由によって選考指数の算定方法が異なります。なお、保護者が1人のみの場合は保護者の選考指数に10を加えたものを世帯の選考指数とします。なお、期日までに「保育を必要とすることを証明する書類」が届かない場合、就労未定の「選考指数3」となります。

「調整指数」は、各条件に該当するものを適用します。加点の調整指数は、最も高い調整指数のものを1つのみ適用し、加点の調整指数と減点の調整指数（番号6）の両方に該当する場合は、加点の調整指数から減点の調整指数を差し引いたものを世帯の調整指数とします。

入園可能数以上に申請があった場合、保育指数の高い順に利用調整を行います。希望園順位は利用調整に影響しません。また、抽選や先着順ではありません。保育指数23の世帯の利用調整が終了した後、保育指数22の世帯の利用調整に進みます。保育指数が同じ世帯の利用調整では上表の「同一保育指数の場合の優先項目」のとおり順番で選考します。

また、令和5年4月入所から、「同一保育指数の場合の優先項目」および利用調整方法を変更します。令和5年2月入所までの「同一保育指数の場合の優先項目」、令和5年4月入所以降の利用調整の方法の詳細については25ページをご参照ください。

「就労」の選考指数の決定方法

「就労」の選考指数は「就労証明書」の「No.6 就労日数」～「No.9 就労日」に記載された「雇用契約上の就労日数・就労時間」と「No.11 直近の就労実績」に記載された「実際の就労日数・労働時間」を20ページ「保育の利用基準表（選考指数）」に当てはめて、すべてが基準を満たしているものを適用します。

「No.11 直近の就労実績」は、6カ月分の記載の中から、最も高い選考指数がつく月の就労実績を採用します。ただし、「実際の就労日数・就労時間」として採用できるのは「雇用契約上の就労日数・就労時間」を上限とします。このため、「実際の就労日数・就労時間」が「雇用契約上の就労日数・就労時間」を超えていても「雇用契約上の就労日数・就労時間」から適用できる選考指数よりも、高い選考指数がつくことはありません。

育児休業取得中の方の「No.11 直近の就労実績」については、「No.12 産前・産後休業の取得（予定）期間」に記載された産前休業取得開始日の直前の6カ月分を確認します。また、採用されてから間もないため「No.11 直近の就労実績」の記載がない場合、就労実績の確認ができるまでは、就労内定の選考指数を準用します。ただし、20ページ「保育の利用基準表（選考指数）」にある就労内定の「選考指数4」とあるものは「選考指数5」に読み替えて選考指数を準用します。

「雇用契約上の就労時間」が月48時間以上にも関わらず「実際の労働時間」が月48時間に満たない場合は、就労内定の「選考指数4」を適用します。また、「雇用契約上の就労時間」が月48時間に満たない場合は、保育の必要性を「就労」で認定するために必要な最低限の就労時間（月48時間）を下回るため、就労未定とみなし「選考指数3」を適用します。

「No.11 直近の就労実績」の「就労日数」について、土日祝祭日（年末年始・GW等）の関係により、ひと月に就労できる日数が20日未満になる場合は、その月の就労できる日数に欠勤がない場合に限り、月20日（週5日）就労した実績があるものとみなします。ただし、「No.9 就労日」の記載が不定休である等、職場の休日が不明確でひと月の営業日数を見積もることができない場合を除きます。

「就労」の選考指数の決定例

【契約上の就労日数・就労時間】

就労日数 一月あたり20日・一週あたり5日 **就労時間（休憩含む）** 月160時間・週40時間・日8時間

就労時間帯 9:00～17:00（週5日×8時間）

【直近の就労実績（6カ月のうち一番高い月）】

就労日数 20日（有給休暇含む） **労働時間（休憩・残業時間含む）** 月150時間

<決定例>

「雇用契約上の就労日数・就労時間」は「週5日以上・週40時間以上の就労を常態」を満たしているため、選考指数「10」になります。しかし、「実際の就労日数・就労時間」を「No.11 直近の就労実績」の「就労日数」および「労働時間」で確認すると、「労働時間」が「雇用契約上の就労時間」を下回っています。

「雇用契約上の就労時間」に実際の労働時間が伴っていないため、選考指数は「直近の就労実績」で決定し、「週5日以上・週30時間以上40時間未満の就労を常態」の選考指数「9」を適用します。

【よくある就労証明書の記載誤りについて】 ※必ずご確認ください!!!

「休憩時間や有給休暇を取得した時間が「No.11 直近の就労実績」の「就労日数」「労働時間」に計上されていない」等の記載誤りが散見されます。労働時間等の誤りは、利用調整上不利になりますので、ご自身で「直近の就労実績」の「就労日数」「労働時間」を確認してから提出いただきますようお願いいたします。

育児短時間勤務制度利用者の選考指数の決定方法

「育児短時間勤務制度（以下「時短制度」といいます）」を利用している場合、「No.11 直近の就労実績」の「労働時間」に記載する時間が「雇用契約上の就労時間」よりも少なくなります。時短制度利用者の労働時間について、時短制度を利用したことが利用調整上不利にならないように取り扱い、選考指数を決定します。

「就労証明書」の「No.15 育児のための短時間勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更」で時短制度利用中に1日6時間以上の就労時間（休憩時間を含む）が確認でき、時短制度利用中の就労実績に欠勤がなく、「就労日数」とおりに就労している場合、時短制度利用前の正規の就労時間で就労したものとみなします。

判定例 1日8時間就労を時短制度により1日6時間就労に変更した場合（就労日数：月20日（週5日））

時短制度利用前の正規の「就労時間（160時間＝8時間×20日）」と利用中に欠勤なく就労できた場合の「労働時間（120時間＝6時間×20日）」をそれぞれ求めます。次に、「No.11 直近の就労実績」の「労働時間」で時短制度利用中の労働時間を確認し、以下のとおり判定します。

- ◆「労働時間」が120時間以上（時短制度利用中の就労実績に欠勤がない）の場合、時短制度利用前の正規の「就労時間（160時間）」に対して、「労働時間」も160時間あるものとみなして選考指数を決定します。
- ◆「労働時間」が120時間未満の場合（時短制度利用中の就労実績に欠勤がある）には、記載されている「労働時間（120時間未満）」のとおり選考指数を決定します。

※ 1日6時間未満の就労時間で時短制度を利用する場合、時短制度により就労日数を減らす場合、または時短制度以外の理由で就労時間を減らす場合等は、この取扱いの対象外となります。

育児休業の延長を希望する方の利用調整

利用申請の際に「育児休業の延長希望に関する申出書」をご提出いただいた場合、希望する期間、世帯の保育指数（選考指数・調整指数）を「0」として利用調整を行います。

この制度は、必ず利用保留になることを約束するものではありません。希望施設の「欠員（空き）」により、内定することがあります。

「欠員（空き）」の考え方

各月の入園可能数を公表した時点の欠員（空き）で利用調整を行います。入園可能数公表後に欠員（空き）が生じた場合でも、保育指数「0」の世帯から内定を出すことはありません。

なお、初回の申請月に欠員（空き）がなく保留となっても、翌月の入園可能数を公表した時点で欠員（空き）となっている場合は、翌月の利用調整では、保育指数「0」の世帯から内定となる場合があります。

入所内定しなかった（保留となった）場合に発行する「保育利用保留通知書」の保育指数・保留理由には次のように記載されます。

「保育利用保留通知書」の記載

保育指数：「－」

保留理由：「入所を希望する保育所に欠員がないため」など（希望施設の欠員の有無により異なります）。

本制度を利用中の方で、復職予定があり、保育指数「0」による利用調整を取りやめたい場合は、各入所希望月の締切日までに「変更届」により手続きを行ってください。本来の就労状況等に基づき、利用調整を行います。

なお、育児休業の延長及び育児休業給付金の支給期間の延長について、北区では一切責任を負いませんのでご注意ください。また、締切日までに利用申請がない場合、「保育利用保留通知書」は発行されません。

夜間保育の利用申請

夜間保育はキッズタウンうきま夜間保育園で実施しています。夜間保育は就労等により午後 6 時以降も保育を必要とするお子さんを対象に、以下の「夜間保育の利用基準表」に該当する方のみご利用できます。

延長保育は開園時間前の「朝型延長」と閉園時間後の「夜型延長」の2つの形態があります。

通常開園時間 午前 11 時から午後 10 時までの最大 11 時間

朝型延長 午前 9 時から午前 11 時までの最大 2 時間 **夜型延長** 午後 10 時から午後 11 時までの 1 時間

利用申請の際に、以下の「夜間保育の利用基準表」に該当する証明が必要です。「求職活動（就労証明書の提出がない場合も含む）」など、下記基準表以外の理由で夜間保育を申請することはできません。

また、「3.特例」の方は保護者のいずれかが「1.労働」または「2.就学」に該当する場合のみ適用されます。

夜間保育の利用基準表（選考指数）

番号(類型)	保護者の状況		選考指数	実施期間	
1 労働	夜間就労 (変則就労が週 1 日以上を含む)	週 5 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	10	・ 最長就学前まで ・ 雇用期間の定めがある場合、期間が満了する月の翌月末日まで
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	9	
			午後 6 時以降に 1 時間未満の就労を常態	8	
		週 4 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	9	
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	8	
			午後 6 時以降に 1 時間未満の就労を常態	7	
	週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上の就労	週 3 日以上	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	8	
			午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	7	
	週 2 日以上	午後 6 時以降に 1 時間未満の就労を常態	6		
		午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	7		
週 1 日以上	午後 6 時以降に 1 時間以上 3 時間未満の就労を常態	6			
	午後 6 時以降に 3 時間以上の就労を常態	6			
常時残業	就労証明書等により常時残業の実績が、上記「夜間就労」に該当する場合		※1		
月 48 時間以上かつ、週 3 日未満 または 1 日 4 時間未満の就労	週 2 日以上、午後 6 時以降に 1 時間以上の就労		5		
就労内定	保育実施月から上記の「夜間就労(変則就労)」または「常時残業」に該当することが確定している場合		4		
	同一保育指数の場合の優先項目 7 に該当の場合		※1		
2 就学	夜間就学・職業訓練	既に就学・職業訓練のため夜間外出を常態としている場合	※1	就学・職業訓練の予定期間が満了する月の末日まで	
		夜間就学・職業訓練が内定している場合	4		
3 特例	疾病・負傷	入院	1 カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌月末日まで
		居宅内療養	常時臥床	10	
			精神性の疾病・感染症	10	
	一般療養		8		
	心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度・2 度・3 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級		10	期間の定めがある場合、期間が満了する月の翌月末日まで
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度		8	
		身体障害者手帳 4 級		6	
災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで	
4 その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに夜間保育が必要と認められる場合		※2	※2	

※1. 「1.労働」の「常時残業」の選考指数、「就労内定」の「同一保育指数の場合の優先項目 7 に該当の場合」の選考指数、および「2.就学」の「夜間就学・職業訓練」の「既に就学・職業訓練のため夜間外出を常態としている場合」の選考指数は「1.労働」の選考指数を準用します。

※2. 「4.その他」の選考指数と実施期間は他類型 1～3 の選考指数と実施期間を準用し決定します。

上表の番号(類型)および用語の説明

- ◆ 「1.労働」の就労状況は就労証明書で確認します。「夜間就労」は午後 6 時以降に労働することを指します。「変則就労」は就労時間が変則的であることにより、午後 6 時以降に労働することを指します。「常時残業」は時間外勤務により、午後 6 時以降に労働を常態することを指します。「就労内定」は保育実施月に就労開始することがわかる就労証明書の提出がある場合に該当します。
- ◆ 「2.就学」の「夜間就学」は午後 6 時以降に就学することを指します。
- ◆ 「3.特例」の「疾病・負傷」の場合、「居宅内療養」について、「常時臥床」は医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が 1 カ月以上継続していることが確認できること、「精神性の疾病・感染症」は精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等が確認できること、「一般療養」は医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く）のため通院及び療養を必要としていることが確認できることを指します。

令和5年4月入所以降の利用調整方法の変更

令和5年4月入所から、以下のとおり利用調整方法を変更します。令和5年2月入所までの「同一保育指数の場合の優先項目」は下表を参照ください。

- (1) 「No.11 直近の就労実績」の「労働時間」に記載された労働時間を選考指数の決定に使用します。
- (2) 「育児短時間勤務制度（以下、「時短制度」）」を利用した場合、「時短制度」を利用したことが利用調整上、不利にならないように選考指数を決定します。詳細は 23 ページ「育児短時間勤務制度利用者の選考指数の決定方法」をご確認ください。
- (3) 家族従業者（自営主の家族（生計を一にする親族）で、その自営主の営む事業に無給で従事している方）は、「No.11 直近の就労実績」の「労働時間」の客観性を担保するため、8 ページ「自営業をしていることが客観的にわかる資料」の提出が新たに必要となります。
- (4) 優先項目 10（認可外保育所に有償で預けている場合に優先される項目）について、有償で預けている期間に関する条件（3カ月以上）を廃止し、申請締切日時点で有償で預けている（育児休業期間中や求職期間中を除く）と該当となるように変更します。（5）の変更により、優先項目を 11 へ変更します。
- (5) 優先項目 11（保護者兩名が就労している世帯が身体障害者手帳等を所持している場合に優先される項目）を廃止します。その上で優先項目 9 を新設し、保護者のいずれかが身体障害者手帳等を所持していれば、保護者兩名が就労していない世帯の場合であっても優先の該当となるように変更します。
- (6) 在園児特例中の転園申請で育児休業の復帰予定がない場合、就労未定の「選考指数 3」を準用していましたが、これを廃止し、就労証明書に基づく本来の就労の指数で決定します。

同一保育指数の場合の優先項目（令和5年2月入所まで）

優先項目	条 件
1	ひとり親世帯（ほかに 60 歳未満の同居人がいない世帯）
2	申請中のお子さんを保育できる 60 歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切日現在、保育料の滞納がない世帯
4	お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度 4 月入所の申請をしている場合（4 月入所のみ適用）
5	選考指数が高い世帯（調整指数を加える前の選考指数で判断します）
6	多子世帯（利用申請締切日現在、就学前のお子さんの人数が 3 人以上でより多い世帯）
7	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週 3 日以上かつ週 30 時間以上勤務しており入所以降も継続が見込まれる（直近 6 カ月の就労実績が全て月 4 8 時間未満の場合は除く）又は週 3 日以上かつ週 30 時間以上就労を予定している世帯
8	同居のきょうだい同一の認可保育園に在園している場合
9	父母共に選考指数の類型が労働に該当する世帯（父母の片方の選考指数の類型が不存在等に該当し、もう片方の選考指数の類型が労働に該当する場合も含む）
10	申請中のお子さんを認証保育所・家庭福祉員・ベビーホテル・事業所内保育事業（地域型保育事業は除く）・企業主導型保育事業・ベビーシッターに有償で月 48 時間以上かつ 3 カ月以上（育児休業期間中や求職期間中を除く）預けている場合（保護者が育児休業中の場合又は選考指数の類型が求職に該当する場合は除く）
11	選考指数の類型が労働に該当する保護者が、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している
12	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯

- ◆ 優先項目 4、8、10 は対象となるお子さんにのみ適用されます。
- ◆ 優先項目 7 の適用は締切日までに保育士証の写しの提出があった場合に限りです。

第6章 入園後の手続きと保育料

在園のための手続きと提出書類

保育園に通園できる期間は、保育を必要とする状況に応じて決定します。実施期間の詳細は20、24ページ「保育の利用基準表（選考指数）」および「夜間保育の利用基準表（選考指数）」の「実施期間」をご覧ください。

保育園入園後、住所や氏名の変更をはじめ、以下のような何らかの変更があった際には、保育園または保育課入園相談係に速やかに届出をしてください。「変更届」や証明書類などの提出が必要です。（北区様式）と記載のある書類は北区ホームページでダウンロードできます。

「保育の必要性」の認定は月単位でのご申請となります。保育を必要とする理由や保育必要量が変わる場合は、「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」と必要書類を**変更となる月の前月末まで**にご提出ください。**認定事由と保育必要量をさかのぼって変更することはできません**ので、ご注意ください。

各証明書は、**証明年月日から3カ月以内のもの**をご提出ください。

	提出書類	
・「保育を必要とする理由」が変わる場合 ・保育の必要量を変更したい場合	○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ○「保育を必要とする理由」に応じた必要書類（北区様式） ※8ページ「2.保育を必要とすることを証明する書類」をご参照ください。	
転職した場合	○「変更届」（北区様式）○「就労証明書」（北区様式）○退職日がわかるものの写し	
退職し、求職中となった場合	○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ※求職中は、「保育短時間」での認定となります。 ○「変更届」（北区様式）○退職日がわかるものの写し	
・北区内で住所が変わった場合 ・世帯構成や同居者が変わった場合 ・住民税の申告(修正を含む)をした場合	○「変更届」（北区様式） ※届出いただいた内容によって追加で必要書類を求める場合があります。 ※住民税の賦課基準日に北区外にお住まいの方が申告した場合は、住民税課税(非課税)証明書の写し等もご提出ください。（9ページ「3.保育料を決めるための書類」を参照）	
新たに生まれたお子さんの 育児休業を取得した場合	○「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」（北区様式） ※育児休業取得日の月末（月の初日から取得の場合は前月末）までに、書類の提出が必要です。 ※育児休業期間中は、「保育短時間」での認定となります。 ※育児休業取得日の翌月（月の初日から取得の場合は当月）からの変更が必要です。 ○「育児休業期間証明書」（北区様式）または「就労証明書」（北区様式） ※「就労証明書」は育児休業期間が記載されたものをご提出ください。	
在園する児童の傷病や帰郷出産で 保育園の利用を停止したい場合	○「保育利用停止申請書」（北区様式） ○「保育料等減額申請書」（北区様式） ※利用停止を希望する月の初日までに、書類の提出が必要です。 ○利用停止をする理由がわかるものの写し ※児童の傷病の場合、入院計画書または診断書等をご提出ください。 ※里帰り出産の場合、母子手帳の表紙と分娩予定日がわかるページの写しをご提出ください。	
・保育園をやめる(家庭保育をする)場合 ・北区外へ転出する場合	○「退所届」（北区様式） ※北区外へ転出する場合は、保育園のご利用期間は転出日の月末までとなります。 ※東京都内への転出で、ご希望する場合、継続通園ができる場合があります（27ページ参照）。	
離婚(再婚)した場合	○「変更届」（北区様式）○「同意書兼重要事項確認書」（北区様式） ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載のあるもの） ※再婚の場合に限り、父母両名が署名した「同意書兼重要事項確認書」の提出が必要です。	
離婚調停を開始した場合	○「変更届」（北区様式） ○家庭裁判所における調停期日通知書や事件係属証明書など	
離婚調停中だったが、 調停が終了した場合	調停成立の場合	○「変更届」（北区様式） ○戸籍謄本または戸籍届出受理証明の写し（離婚・死別等の記載のあるもの）
	調停不成立の場合	○「変更届」（北区様式）○保育料を決めるための書類（9ページを参照） ○「同意書兼重要事項確認書」（北区様式） ※調停が不成立となった日の翌月から保護者両名で保育料を再算定します。 ※保育料を決めるための書類はお子さんとは別住所にいる親権者が北区外に在住し、北区で住民税の確認ができない場合に提出が必要です。 ※「同意書兼重要事項確認書」は父母両名が署名したものをご提出ください。

在園児特例 ～新たにお子さんが生まれ育児休業を取得するとき～

在園期間中に、新たに生まれたお子さんのために育児休業を取得する場合、在園児の保育を必要とする理由がなくなります。しかし、園に慣れた生活を変えて家庭保育になり環境が大きく変わることは、在園児にとって心身の発達上好ましくない等との判断から、特例として在園児を継続して保育します。

最長で育児休業対象のお子さんが満2歳に達する年度末の翌月末まで、在園児は同じ保育園に在園することが可能です。育児休業中は「保育の必要性」の事由が変更となりますので、育児休業取得日の月末（月の初日から取得の場合は前月末）までに26ページ表「新たに生まれたお子さんの育児休業を取得した場合」のとおり必要書類をご提出ください。また、育児休業期間中は、「保育短時間」での認定と利用時間になります。

利用停止の申請

在園児のけがや病気・母親の里帰り出産のため保育園を長期にわたり休む場合、月単位で最大2カ月間の保育料を免除する利用停止制度があります。利用停止期間中は登園がなくても退所にはなりません。

停止を希望する月の初日までに26ページ表「在園する児童の傷病や帰郷出産で保育園の利用を停止したい場合」のとおり申込みが必要です。なお、里帰り出産の場合は、出産予定月を含む2カ月間です。出産後に里帰りする場合は里帰り出産に該当しないため、利用停止制度の利用はできません。

退所と北区外への転出

認可保育園は、保護者の就労や病気などでお子さんを家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。利用停止中の場合を除き、月に1日以上登園をしなかった場合、保育の必要性がない方とみなし、保育園は退所となり、その時点で認定証も無効となります。

家庭での保育が可能となったとき、またはその他の理由でやめるときは「退所届」をご提出ください。

また、北区外へ転出する場合も「退所届」の提出が必要です。東京都外への転出の場合は、継続して北区の保育園に通うことはできず、転出日の月末（転出日が月の初日の場合は前月末）で退所となります。転出先の自治体の認可保育園の利用をご希望の際は、申請方法や必要書類等は直接転出先の自治体にお問い合わせください。原則、北区保育課を申請窓口として、転出先自治体への協議を行う必要があります。

継続通園（東京都内への転出）

さくらだこども園を除き、希望すれば継続通園が可能です。転出する日の月末まで（転出日が月の初日の場合は当日まで）に、転出先の自治体で、継続通園するための利用申請と認定申請手続きをしてください。

ただし、翌年度0～3歳クラスで、父母どちらも北区外在勤の場合、翌年度以降の通園については、年度ごとに再度入園申請が必要です。利用調整（選考）の結果、継続通園できない場合がありますので、転出先の自治体保育園への入園もご検討ください。なお、通園要件を満たす方も翌年度以降の通園を希望する場合には、父母の保育を必要とすることの証明書類のご提出が必要です。

年度更新(継続通園)の手続き

毎年度1回（おおむね6月頃）、「子どものための教育・保育給付 家庭状況届」と保育を必要とすることを証明する書類等をご提出いただき、継続通園が必要かどうか確認します。

期限までに書類の提出がない場合は保育の必要性の確認ができないため、退所となる場合があります。

4月に新規入園、転園のために前年度の申請日時時点で必要書類を提出した方についても、入園後の「保育の必要性」を確認するため、ご提出が必要です。

保育料および区立保育園の月ぎめの延長保育料の決定方法

月額保育料は保護者の住民税の所得割額等の合算額とお子さんの保育必要量の認定区分により、29,30 ページ「保育料基準額表」および「延長保育料基準額表（区立保育園）」のとおり決定します。

保育料の決定にあたっての住民税の所得割額の算定には、調整控除のみ税額控除の適用があり、住宅借入金控除や寄付金控除等については税額控除の適用はありません。保護者の住民税の所得割額については個別回答できませんので、住民税の特別徴収税額の決定通知書または納税通知書等でご確認ください。

最近北区へ転入した方など、北区で税情報の確認がとれない方は住民税課税（非課税）証明書等の提出が必要です。必要書類は9ページ「3.保育料を決めるための書類」をご確認ください。書類の提出がない場合、または住民税の申告がない場合、**暫定的に最高額の保育料（階層区分：D26）となります。**税情報の確認ができ次第、さかのぼって保育料を決定します。

ひとり親（離婚調停中含む）の場合は、その保護者の分で決定します。ただし、ひとり親で父母が同一の住所のとき、父母合算の住民税の所得割額等で決定します。また、父母ともに住民税が非課税かつ父母の収入が生活保護の基準を下回る場合、同居の親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟）の内で最多収入者を家計の主宰者と認定し、その方の課税状況を含め月額保育料を決定します。

保育料の決定は年2回行います。その際に保護者兩名の住民税額の確認を行います。4月～8月分の保育料は前年度の住民税、9月～翌年3月分の保育料は現年度の住民税により決定します。

保育料の無償化・軽減

以下に該当する世帯、お子さんの月額保育料は、無償化または軽減の対象となります。

3～5歳クラスのお子さん

保育料が無償となります。ただし、月ぎめ延長保育料は無償化の対象となりません。

※ 3歳の誕生日を迎えても2歳児クラスの間、保育料は無償化となりません。

0～2歳クラスの第2子以降のお子さん

生計を一にする子どもの年齢に関わらず、保育料が第2子は半額、第3子以降は無償となります。

世帯の区民税所得割合算額が77,101円未満の要保護世帯

生計を一にする子どもの年齢に関わらず、保育料が第1子は64%減額され、第2子以降は無償となります。要保護世帯は状況に応じて必要な書類が異なります。詳しくは、保育課入園相談係へお問い合わせください。ただし、各世帯の要保護該当可否について、事前回答することはできません。

【要保護世帯】◆ ひとり親世帯（離婚調停中は除く）

- ◆ 同一世帯内に身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯
- ◆ 同一世帯内に特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ◆ 同一世帯内に国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

保育料の納付方法

保育料および公立保育園の月ぎめの延長保育料は月額で、原則、日割り計算はしません。お通りの保育施設の種類によって、納付方法が異なります。

保育所・認定こども園（さくらだこども園）

区立・私立保育所の保育料と区立保育所の月ぎめ延長保育料およびスポット保育料の納付先は北区です。

月額保育料の納期限は毎月末日（土日祝日は翌営業日）です。

月額保育料の納付方法は口座振替が原則です。利用承諾後、金融機関での口座振替の手続きが必要となります。

※ 私立保育園の月ぎめ延長保育およびスポット保育については、施設へ直接お問い合わせください。

地域型保育事業・認定こども園（赤羽こども園）

納付先はご利用の保育施設です。納付方法は事業者へ直接お問い合わせください。

保育料基準額表

階層 区分	階層区分の定義 (住民税等の状況)	標準時間保育料(月額)		短時間保育料(月額)		3~5歳クラス
		0~2歳クラス		0~2歳クラス		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	幼児教育・保育の 無償化により0円
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	1,900	950	1,900	950	
D1	44,600円未満	2,400	1,200	2,400	1,200	
D2	44,600円~45,600円未満	3,100	1,550	3,000	1,500	
D3	45,600円~47,400円未満	6,700	3,350	6,600	3,300	
D4	47,400円~55,800円未満	8,300	4,150	8,200	4,100	
D5	55,800円~63,600円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	
D6	63,600円~81,600円未満	15,400	7,700	15,100	7,550	
D7	81,600円~99,600円未満	19,100	9,550	18,800	9,400	
D8	99,600円~117,600円未満	21,500	10,750	21,100	10,550	
D9	117,600円~135,600円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	
D10	135,600円~153,600円未満	25,500	12,750	25,100	12,550	
D11	153,600円~180,600円未満	27,500	13,750	27,000	13,500	
D12	180,600円~206,700円未満	29,200	14,600	28,700	14,350	
D13	206,700円~228,300円未満	31,000	15,500	30,500	15,250	
D14	228,300円~249,900円未満	32,500	16,250	31,900	15,950	
D15	249,900円~271,500円未満	34,200	17,100	33,600	16,800	
D16	271,500円~293,100円未満	35,700	17,850	35,100	17,550	
D17	293,100円~314,200円未満	37,200	18,600	36,600	18,300	
D18	314,200円~328,600円未満	38,500	19,250	37,800	18,900	
D19	328,600円~343,000円未満	40,000	20,000	39,300	19,650	
D20	343,000円~413,200円未満	43,400	21,700	42,700	21,350	
D21	413,200円~467,200円未満	48,900	24,450	48,100	24,050	
D22	467,200円~521,200円未満	53,700	26,850	52,800	26,400	
D23	521,200円~689,600円未満	57,500	28,750	56,500	28,250	
D24	689,600円~889,600円未満	62,000	31,000	60,900	30,450	
D25	889,600円~1,289,600円未満	62,500	31,250	61,400	30,700	
D26	1,289,600円以上	63,000	31,500	61,900	30,950	

(参考) 課税証明書以外での特別区民税・都民税(住民税)の所得割の確認方法

保育料は保護者(父母)の「区(市町村)民税」の「所得割額」の合算額で算定します。算定に用いる「区(市町村)民税」の「所得割額」は「税額控除前の所得割額」から調整控除額のみを差し引いたものとなります。

特別区民税・都民税の明細は、以下のとおり確認することができます。

会社員(給与所得者)の方

特別区民税・都民税が特別徴収(毎月の給与から直接、天引きされる徴収方法)されている方は、会社から配付される「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認することができます。

自営業等の方

特別区民税・都民税が普通徴収(区役所へ直接納付する徴収方法)である方は、区役所から送付される「特別区民税・都民税 納税通知書」で確認することができます。

なお、東京都特別区外にお住まいの方は徴収方法に応じて、住民税の特別徴収税額の通知書または納税通知書の「市町村民税」の「所得割額」でご確認いただけます。ただし、保育料の決定については、「市町村民税」の税率が「区民税」の税率と異なる場合、課税標準額から「区民税」の税率6%を乗じた金額で再計算し算定します。

延長保育料基準額表

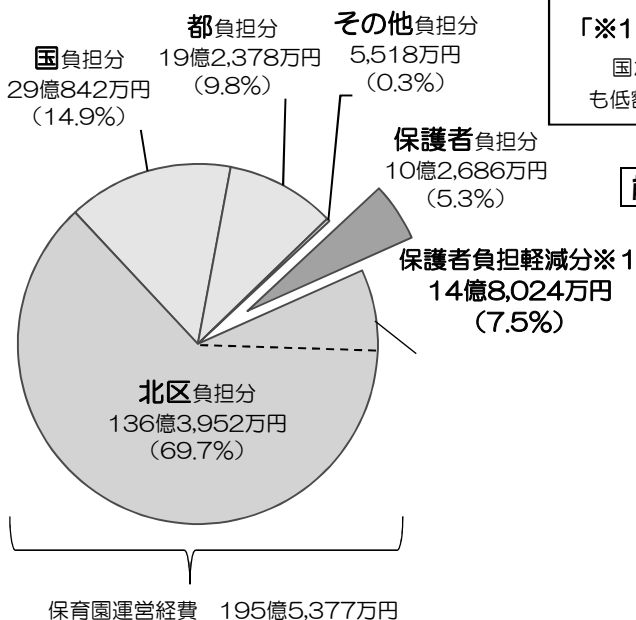
階層区分	階層区分の定義 (住民税等の状況)	区立保育園の月ごめ延長保育料									
		1時間以内			1時間を超え2時間以内			2時間を超え3時間以内			
		4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	4~5歳 クラス	3歳 クラス	0~2歳 クラス	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800	
D1	区市町村 民 税 所 得 割 額	44,600円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D2		44,600円~45,600円未満	600	600	600	1,200	1,200	1,200	1,800	1,800	1,800
D3		45,600円~47,400円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D4		47,400円~55,800円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D5		55,800円~63,600円未満	900	900	900	1,800	1,800	1,800	2,700	2,700	2,700
D6		63,600円~81,600円未満	1,300	1,300	1,500	2,600	2,600	3,000	3,900	3,900	4,500
D7		81,600円~99,600円未満	1,300	1,300	1,900	2,600	2,600	3,800	3,900	3,900	5,700
D8		99,600円~117,600円未満	1,300	1,300	2,100	2,600	2,600	4,200	3,900	3,900	6,300
D9		117,600円~135,600円未満	1,500	1,500	2,300	3,000	3,000	4,600	4,500	4,500	6,900
D10		135,600円~153,600円未満	1,600	1,700	2,500	3,200	3,400	5,000	4,800	5,100	7,500
D11		153,600円~180,600円未満	1,800	1,800	2,700	3,600	3,600	5,400	5,400	5,400	8,100
D12		180,600円~206,700円未満	1,800	1,900	2,900	3,600	3,800	5,800	5,400	5,700	8,700
D13		206,700円~228,300円未満	1,800	2,000	3,100	3,600	4,000	6,200	5,400	6,000	9,300
D14		228,300円~249,900円未満	1,800	2,100	3,200	3,600	4,200	6,400	5,400	6,300	9,600
D15		249,900円~271,500円未満	1,800	2,200	3,400	3,600	4,400	6,800	5,400	6,600	10,200
D16		271,500円~293,100円未満	1,900	2,200	3,500	3,800	4,400	7,000	5,700	6,600	10,500
D17		293,100円~314,200円未満	1,900	2,300	3,700	3,800	4,600	7,400	5,700	6,900	11,100
D18		314,200円~328,600円未満	1,900	2,300	3,800	3,800	4,600	7,600	5,700	6,900	11,400
D19		328,600円~343,000円未満	1,900	2,400	4,000	3,800	4,800	8,000	5,700	7,200	12,000
D20		343,000円~413,200円未満	2,000	2,400	4,300	4,000	4,800	8,600	6,000	7,200	12,900
D21		413,200円~467,200円未満	2,000	2,500	4,800	4,000	5,000	9,600	6,000	7,500	14,400
D22		467,200円~521,200円未満	2,000	2,500	5,300	4,000	5,000	10,600	6,000	7,500	15,900
D23		521,200円~689,600円未満	2,100	2,600	5,700	4,200	5,200	11,400	6,300	7,800	17,100
D24		689,600円~889,600円未満	2,100	2,600	6,200	4,200	5,200	12,400	6,300	7,800	18,600
D25		889,600円~1,289,600円未満	2,200	2,700	6,200	4,400	5,400	12,400	6,600	8,100	18,600
D26		1,289,600円以上	2,200	2,700	6,300	4,400	5,400	12,600	6,600	8,100	18,900

保育園の運営経費

保育園ではお子さんをお預かりするにあたり、健康と安全を守り、充実した保育をおこなうため給食費や人件費など多くの経費がかかっています。保育園運営経費は北区、東京都、国の負担分と、保護者から納付していただく保育料から成り立っています。納付もれなどのないようご理解とご協力をお願いします。

下表は令和3年度決算での運営経費とその負担割合です。

運営経費に占める保護者負担割合



「※1.保護者負担軽減分」

国が定める保護者負担額との差額を指します。北区では国が定める基準よりも低額の保育料を定め、保護者負担の大幅の軽減を図っています。

歳児別の1人あたりの運営経費と一世帯あたりの保護者負担額の平均(1カ月分)

クラス	歳児1人にかかる費用	一世帯あたりの平均負担額	区・都・国その他負担分
0歳	434,932円	22,949円	411,983円
1歳	229,114円	20,811円	208,303円
2歳	205,977円	21,440円	184,537円
3歳	129,579円	0円	129,579円
4歳	104,307円	0円	104,307円
5歳	105,217円	0円	105,217円
平均	201,521円	10,867円	190,655円

保育料の未納と滞納処分について

保育料は決められた期限までに必ずご納付ください。

保育料の納付が納期限から一定期間経っても確認できない場合は、督促状や催告書等の送付や訪問催告を実施します。**催告に反応がない場合、勤務先への給与照会や預金等の財産に対する差押処分を行うことがあります。**

また、在園しているお子さんの転園申請やきょうだいの新規の利用申請を行う際に、申請日時点で保育料の滞納がある場合は利用調整において不利になります。詳しくは 21 ページの「調整指数」および 21,25 ページ「同一保育指数の場合の優先項目」をご覧ください。

保育料の減額申請

以下の理由により保育料の納付が困難な場合は保育料減額制度があります。希望する場合には「保育料等減額申請書」等の提出が必要です。**該当する事情が発生した日の翌日から1カ月以内にご申請ください。それ以降の申請の場合、さかのぼっての適用はできません。**

減額理由により添付書類や減額の適用月が異なります。詳しくは保育課入園相談係にお問い合わせください。

計算の結果、減額とならない場合があります。減額理由が複数ある場合でも、適用はいずれか1つとなります。

なお、適用となる保育料によって、基準年が異なります。令和5年4月分から令和5年8月分までの保育料は令和3年、令和5年9月分から令和6年8月分保育料は令和4年をそれぞれ基準年とします。

	提出書類
生活保護を受けるようになった場合	○生活保護受給証明書
その月の世帯の収入額が生活保護法による基準に満たない場合	※世帯の状況により添付書類が異なります。 ※詳しくは保育課入園相談係へお問い合わせください。
その年に基準年の所得の10分の1を超える災害・盗難等による損失を受けた場合	○損害金額の分かるもの ○保険金等で補てんされる金額がわかるもの
その年に基準年の所得の100分の5、または地方税法に定める最高限度額を超える医療費を払った場合	○基準年の翌年以降に支払った医療費の領収書の写し ○保険金等で補てんされる金額がわかるもの ※対象となる医療費は出産一時金やその他保険金等での補填額を控除した金額です。
基準年の平均収入月額よりその世帯の過去3カ月の平均収入月額が1割以上低額と認められる場合	○申込月から過去3カ月の給与明細(と基準年の賞与額がわかるもの)の写し ※生計を同一にする保護者全員分の書類をご提出ください。また、自営主の方は基準年の『青色申告決算書』もしくは『白色申告収支内訳書』の写しもご提出ください。 ※減額の適用月は3カ月間です。また、過去3カ月間に育児休業取得中で収入がなかった場合等は適用の対象となりません。 ※対象となる基準年の平均収入月額と過去3カ月の平均収入月額はそれぞれ賞与額を除いて算出される金額を指します。
主たる働き手が失業した場合	○退職所得の源泉徴収票等の退職したことがわかる書類の写し
同一世帯内に身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級の方がいる場合	○該当する手帳の写し ※手帳の有効期間がある場合は有効期限までの適用となります。
同一世帯内のお子さんが、認証保育所・定期利用保育施設または家庭福祉員により保育されている場合	○「受託証明書」(北区様式) ※利用する施設によって、以下の受託時間を満たすことが適用の条件となります。 ・認証保育所：月48時間以上160時間未満の利用をしていること。 ・定期利用保育施設および家庭福祉員：月48時間以上利用していること。

※基準年の所得とは減額を適用する保育料の算定根拠である住民税について、その課税対象となる年の所得を指します。令和5年4～8月保育料は令和4年度の住民税、令和5年9月から令和6年8月の保育料は令和5年度以降の住民税を算定根拠とします。そのため、令和5年4月保育料の減額申請における基準年の所得は、令和4年度住民税の課税対象となる令和3年中の所得を指します。

第7章 認可外保育施設とその他制度について

幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象となるお子さんや無償化の範囲は、施設やサービスにより異なりますので以下をご確認ください。

認可外保育施設

対 象

- ・ 保育の必要性の認定を受けた3～5歳クラスの全世帯のお子さん
- ・ 保育の必要性の認定を受けた0～2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さん

無償化の範囲

- ・ 3～5歳クラス：月額 37,000 円まで無償
- ・ 0～2歳クラス：月額 42,000 円まで無償

※お通いの認可外保育施設の保育料が無償化の範囲を超える場合は、超える分の保育料負担が発生します。

※お通いの認可外保育施設の保育料が無償化の範囲内の場合は、実際にかかる保育料まで無償となります。

※通園送迎費、給食費、行事費など保育料以外の実費については、保護者の負担になります。

必要な手続き

必ず利用前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に必要書類を添えて下記までご提出ください。「子育てのための施設等利用給付認定申請書」や必要書類については北区ホームページにてダウンロード・ご確認ください。

無償化対象施設

無償化の対象となる施設については、上記 QR コードもしくは北区ホームページをご確認ください。

お問い合わせ・申請書提出先

〒114-8508 子ども未来部保育課 私立保育園係 (TEL 03-3908-1333)

無償化対象施設一覧



その他無償化についてのお問合せ先

・ 認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園、幼稚園に在籍の方

区立認定こども園・区立幼稚園・・・ 学校支援課学校支援係 TEL 03-3908-9293

私立認定こども園・私立幼稚園・・・ 子ども未来課子ども施設係 TEL 03-3908-8143

・ 家庭保育で一時預かり保育、緊急保育をご利用の方

保育課保育運営係 TEL 03-3908-9127

・ 病児・病後児保育をご利用の方

保育課私立保育園係 TEL 03-3908-1333

・ ファミリー・サポート・センター事業をご利用の方

子ども家庭支援センター TEL 03-3912-1909

・ 就学前の障害児発達支援をご利用の方

障害福祉課障害福祉係 TEL 03-3908-9085

認可外保育施設

利用を希望される方は、各施設に直接お問い合わせください。

下記の施設以外の東京都内の認可外保育施設につきましては、東京都福祉保健局ホームページ「認可外保育施設 について」からご確認いただけます。

(URL : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>)



- 1 認証保育所**…都の設置基準(保育士資格・施設等)を満たし、都が認証した保育施設です。また、一時預かり保育を実施しています。

園名	所在地	電話	定員
ぼけっとランド北赤羽	赤羽北 2-1-15 トリアード 2階	03-5963-3621	30
メリーポピンス赤羽ルーム	赤羽 3-22-6 岩井マンション 1階	03-3902-3932	27
ぼけっとランド王子	王子本町 1-1-18	03-5963-6201	30

- 2 家庭福祉員**…区内居住で保育士資格を有するなどの一定の要件を満たしており、家庭的環境の中で保育を必要とする乳幼児を保育するものとして区で認定した方です。各福祉員宅で保育します。生まれた日を含めて58日目から2歳児までのお子さんをお預かりします。

氏名	所在地	電話	定員
安部 良恵	上十条 5-41-14	03-3900-9299	4

- 3 企業主導型保育事業**…企業等が従業員のお子さんを保育するために設置・運営し、認可保育園並みの人員配置基準や設備基準を満たした保育事業所です。内閣府の委託団体である児童育成協会から運営費等の助成を受けています。「地域枠」の設定をしている事業所には、両親の就労等一定の条件を満たしていれば、従業員のお子さん以外も入園することができます。

園名	所在地	電話	定員
正光寺保育園 赤羽岩淵園	岩淵町 37-4	03-6903-9952	19
りとるういず赤羽志茂保育園	志茂 2-44-1	03-6903-8806	30
都市型保育園ポポラー東京赤羽園	志茂 2-46-5-1F	03-5249-6070	33
たいよう保育園	豊島 1-32-4	03-6908-4557	12
めぶきの森保育園	堀船 2-7-12	03-6908-4393	19
カメラアキッズ田端園	田端新町 3-36-10-1F	03-6240-8755	19

北区認証保育所等保育料補助制度

補助金額

- ・0～2歳児：月額上限 67,000円
- ・3～5歳児：月額上限 20,000円

補助対象者

- ・保育の必要性が確認できること
- ・4月1日現在の年齢が6歳になっていないこと（5歳児以下であること）
- ・児童と保護者が北区内に在住し、同じ世帯であること
- ・160時間以上の月ぎめ契約をしていること
- ・認可保育園と二重に在籍していないこと
- ・認証保育所等の保育料と認可保育所の保育料の差額が生じること（2歳児以下のみ）

※ お通りの認可外保育施設の保育料が無償化の範囲を超える場合は、超える分の保育料負担が発生します。

※ お通りの認可外保育施設の保育料が無償化の範囲内の場合は、実際にかかる保育料まで無償となります。

※ 通園送迎費、給食費、行事費など保育料以外の実費については、これまでどおり保護者の負担になります。

対象施設

- ・北区内の認証保育所、家庭福祉員
 - ・北区外の認証保育所および地方自治体から公費による補助を受けている認可外保育施設等
- ※ 上記に該当しない認可外保育施設（企業主導型保育事業やベビーホテル等）は補助の対象外となります。
詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

保育課 私立保育園係（TEL 03-3908-1333）

その他の制度

下記事業のうち、★の事業について、3～5歳クラスのお子さんと住民税非課税世帯の0～2歳クラスのお子さんは、利用料が「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。ただし、認可保育園等に通われているお子さんは、これらの事業については「幼児教育・保育の無償化」の対象となりません。

「幼児教育・保育の無償化」を受ける場合は、必ず利用前に各申込み先へ必要書類を提出し「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。詳しくは、ご利用を希望する制度の担当へお問い合わせください。

利用する施設や事業、お子さんの年齢、世帯の収入等に応じて内容が異なる「幼児教育・保育の無償化」は月額で上限があり、その範囲内で利用料が無償となります。また、「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合でも、一旦、利用料をお支払いいただき、別途、還付の手続きが必要です。

詳しくは以下をご確認いただき、ご利用される制度の各担当までお問い合わせください。

1 緊急保育（★）・・・ 公設公営の区立保育園で実施

緊急に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所を有し、各実施保育園の入園可能な月齢（14～17ページの「入園年齢」参照）から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんを、1カ月以内で保育が必要な期間お預かりします。定員に空きが無い場合はお預かりができません。利用できる理由は次のとおりです。

- (1) 保護者が死亡または行方不明で不在のとき
- (2) 保護者が疾病または出産で入院するとき（出産の場合は入院期間中のみ）
- (3) 保護者が緊急に治療の必要な疾病で通院するとき（自宅療養は利用できません）
- (4) 保護者が親族等の看護にあたる時（家族の入院など）
- (5) 保護者が災害復旧活動に従事するとき
- (6) 保護者が北区内に住む親元で出産するとき（区外の方も利用可、入院期間中のみ）

【保育時間】月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時〔祝日（振替休日含む）・年末年始は除く〕

※8カ月未満のお子さんは、月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時30分

【お申し込み】各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。

受付時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時

2 一時預かり保育（★）・・・ 公設民営の区立保育園、私立保育園、一部の小規模保育事業で実施

家庭で育児をしている保護者の冠婚葬祭・地域活動等への参加・休養等により、一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所を有し、8カ月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。

※各実施保育園で入園可能な年齢の範囲でお子さんをお預かりします。

【保育時間】＜公設民営の区立保育園、私立保育園（キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間保育園は除く）、一部の小規模保育事業＞

- ・月曜日～土曜日の午前8時～午後6時の間の保育が必要な時間
- ・祝日（振替休日含む）・年末年始・園の行事日は除く。

＜キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間保育園＞

- ・毎日 午前8時～午後9時45分の間の保育が必要な時間

【お申し込み】各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。（ただし、初回の利用については要面接）

3 休日保育（★）・・・ 東十条・西ヶ原東・赤羽台・キッズタウンうきま・キッズタウンうきま夜間・つちっこ保育園で実施

保護者の就労等により、休日（年末年始は除く）に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内の給付対象施設に在籍している、または北区内に住所を有する8カ月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。

【保育時間】＜東十条・西ヶ原東・赤羽台・キッズタウンうきま・つちっこ保育園＞

- ・日曜・祝日（振替休日含む）の午前7時15分～午後6時15分の間の保育が必要な時間

＜キッズタウンうきま夜間保育園＞

- ・日曜・祝日（振替休日含む）の午前11時～午後10時の間の保育が必要な時間

【お申し込み】各実施保育園に利用日の1週間前までに直接お申し込みください。

（ただし、初回の利用については利用日の10日前までに要面接）

4 病児・病後児保育（施設型）（★）

仕事などの事由により、病気の回復期にあるお子さんや、当面症状の急変が認められないお子さんの世話ができない保護者に代わってお預かりする制度です。

【実施施設】

	施設名	電話	利用日	利用時間
病後児	キッズタウン東十条保育園	03-5902-7056	月曜日～金曜日 (祝日、振替休日、 年末年始を除く)	午前8時～ 午後6時
病児・病後児	東京北医療センター	03-5963-3423		
	にじいろ保育園志茂	03-6903-9265		
	都立駒込病院	03-3823-1305		午前8時30分～ 午後5時30分

【対象児童】 <東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園・にじいろ保育園志茂>

北区内の認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園および認定こども園等に在籍する満1歳から就学前までのお子さん、または、北区内に住所を有し他区市の保育園及び幼稚園等に在籍する満1歳から就学前までのお子さん

<都立駒込病院>

北区内に住所を有する生後4か月から小学校3年生までのお子さん

【事前登録】 <東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園・都立駒込病院>

事前に保育課へ「利用登録申込書」の提出が必要です。

<にじいろ保育園志茂>

事前に病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」での登録が必要です。

【利用方法】 <東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園・都立駒込病院>

実施施設に直接電話で予約を行ってください。

<にじいろ保育園志茂>

病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から予約を行ってください。

【お問い合わせ】 <利用に関する問い合わせ>

各実施施設

<事業全般>

保育課私立保育園係 TEL 03-3908-1333

5 病児・病後児保育(居宅訪問型)利用料金の助成

認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園および認定こども園のいずれかに在籍する区内在住の6か月から小学校就学前までのおさんが病気になったとき、助成対象の民間のベビーシッター事業者等が実施する病児・病後児保育(居宅訪問型)サービスを利用した際に、その利用費用の一部を助成します。

【助成内容】利用料金1時間につき、1,000円(上限)。1日は10時間まで。一疾患につき7日間まで。

子ども一人の1年間(4月から3月まで)の助成限度額、40,000円

※入会金、年会費、登録料、交通費等の諸経費その他これらに準ずる費用は助成対象外です。

【お問い合わせ】 保育課保育運営係 TEL 03-3908-9127 ※区では事業者との仲介は行っておりません。

6 年末特別保育

保護者の就労等により、年末に保育を必要とするお子さんを一部の保育園でお預かりする制度です。

北区内の給付対象施設に在籍している、または北区内に住所を有する、健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。保育実施日・保育時間・対象のおさんは各実施保育園で異なります。

【お問い合わせ】 保育課保育運営係 TEL 03-3908-9127

7 ファミリー・サポート・センター事業（★）

ファミリー会員（育児の支援を受けたい方）とサポート会員（育児の支援をする方）がお互いに会員となり、地域の中で支えあいながら子育てをする会員制の活動です。

【お問い合わせ】 子ども家庭支援センター「ファミリー・サポート・センター担当」TEL 03-3912-1909

8 乳幼児ショートステイ事業（★）

区内に住んでいる0歳から2歳未満のお子さんを対象に、保護者が出産、出張や育児疲れ等で、一時的にお子さんを養育することができない時に、有料で（減免制度あり）お子さんを乳児院「日本赤十字社医療センター附属乳児院」（渋谷区広尾4-4-1）で泊りがけで一時的に預かります。

【お問い合わせ】 子ども家庭支援センター「在宅サービス担当」TEL 03-6903-0511

9 子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ事業（★）

区内に住んでいる2歳から小学校6年生までのお子さんを対象に、保護者が出産、出張や育児疲れ等で、一時的にお子さんを養育することができない時に、有料で（減免制度あり）お子さんを児童養護施設「星美ホーム」（赤羽台4-2-14 星美学園内）で夜間や泊りがけで一時的に預かります。

【お問い合わせ】 子ども家庭支援センター「在宅サービス担当」TEL 03-6903-0511

10 私立幼稚園の預かり保育（★）

私立幼稚園は、4月1日時点の年齢で3歳から小学校就学前までのお子さんが入園できます。（一部満3歳の誕生日を迎えた時点で、翌年4月を待たずに入園できる私立幼稚園もあります。）また、教育時間は概ね9時から14時までの4時間程度ですが、その前後でも自園児を受け入れる「預かり保育」を実施している幼稚園もあります。詳しくは、各私立幼稚園にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 子ども未来課子ども施設係 TEL 03-3908-8143

11 ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）

お子さんが認可保育園へ入所するまでの間、東京都が認定した認可外のベビーシッター事業者を利用する際にかかる利用者の負担を軽減する事業です。

【対象者】 0歳から5歳クラスの保護者のうち、次のいずれかに該当する方

- （1） 「保育の必要性」の認定を受け認可保育園に利用申請をした結果、入所保留となり、お子さんが待機児童となっている保護者
- （2） 認可保育園の0歳クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後に、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者

※ 産休・育休中の方は対象外です。

※ 有効期間内の「支給認定証」を有する必要があります。

※（1）の方は、最新月に区の入所内定を辞退している場合は対象外となります。また、認可保育園の利用申請を継続する必要があります。

※（2）の方は、復職日の翌年度4月入所までの認可保育園の利用申請をすることが要件となります。

【お問い合わせ】 保育課私立保育園係 TEL 03-3908-1333

12 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助する事業です。

【対象者】 北区内に住所を有する0歳から5歳クラスの保護者

【補助上限額】 午前7時から午後10時まで：1時間あたり2,500円

午後10時から午前7時まで：1時間あたり3,500円

【利用上限】 お子さん一人当たり年144時間まで（多胎児の場合は、お子さん一人当たり年288時間まで）

【お問い合わせ】 保育課私立保育園係 TEL 03-3908-1333

よくあるお問い合わせ

Q. 認可保育園と認可外保育施設はどう違うのですか？事前に見学することはできますか？

A. 認可保育園は、国の基準を満たした保育園です。また事前見学は可能です。

認可外保育施設は認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）・認定こども園（保育部分））以外の、保育を行うことを目的とする施設です。認証保育所、家庭福祉員、ベビーホテルなどがこれにあたります。

各施設の見学は可能です。事前に各施設に直接お問い合わせください。

Q. 転職し、就労時間が延びフルタイムの勤務となりました。現在、保育短時間の認定を受けています。認定申請書を提出する必要があるですか？

A. 必要です。

「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）」、転職先の「就労証明書」を併せてご提出ください。保育の必要量の区分（保育標準時間／保育短時間）の変更は、申請月の翌月からの適用となります。さかのぼっての変更はできませんので、変更を希望する月の前月末までにご提出ください。認定が変わる場合は、新たに「支給認定証」を送付します。

Q. 認可保育園の保育料は、私立と区立で異なりますか？

A. 認可保育園の保育料は、私立・区立ともに同額です。

ただし、私立保育園では実費（園服や園帽、かばん代、教材費等）がかかる場合があります。また、延長保育料やスポット保育料は、私立保育園は各園で決めているため、区立保育園とは料金が異なる場合があります。

Q. 地域型保育事業や認定こども園（保育部分）の保育料は、他の認可保育園の保育料と異なりますか？

A. 保育料（延長保育料を除く）は、他の認可保育園と同じです。

ただし、別に実費の徴収をする場合があります。詳しくは事業者等へお問い合わせください。また、延長保育料は、各事業者で決めているため、区立保育園とは料金が異なる場合があります。

Q. 保育料の支払いの方法はどうなりますか？また支払い日はいつですか？

A. 認可保育園の保育料の支払いは、口座振替が原則です。

金融機関で振替口座の登録手続きが必要です。保育園への入園が決定したときに、「口座振替依頼書」にて案内します。保育料は毎月末日が納期限です。月末が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。引き落としの前日までに口座への入金をお願いします。

地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業）の保育料及び赤羽こども園の保育料以外の経費のお支払いについては、事業者への直接支払いとなるため、支払方法が異なる場合があります。詳しくは事業者へお問い合わせください。

Q. 保育園に通うにあたって、何か必要になるものはありますか？

A. 保育園生活のなかで必要になる物品は、各ご家庭でご用意いただく必要があります。

通園バッグ・手ふきタオル・バスタオル・エプロン・コップ・上履き・おむつ・プール用の水着・敷布団力バー・敷布団力バーを入れる袋等が必要な物品として挙げられます。詳細は各保育園にお問い合わせください。

Q. 食物アレルギーがありますが、保育園の給食で対応はしてもらえるのでしょうか？

A. 医師の診断・作成による「食物アレルギー疾患 生活管理指導表」に基づいて、除去食での対応をします。

内定後の面接の際に園に必ずお申し出ください。小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所は、小規模な施設のため、保育所と同様の対応ができない場合があります。事前に事業者にご確認ください。

Q. 子が身体障害者手帳を持っていますが、小規模保育事業所や事業所内保育事業所でも申請はできますか？

A. 小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所は、小規模な施設のため、他の認可保育園と同様の対応ができない場合があります。

事前に事業者にご確認ください。

保育利用案内

令和4年10月発行

刊行物登録番号

4-1-059

発行 東京都北区教育委員会事務局子ども未来部保育課
東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 03-3908-9129 (直通)